

平成 2 3 年第 3 回  
昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成 2 3 年 3 月 2 4 日  
午後 2 時 3 0 分～午後 5 時 4 0 分  
場所：市役所 3 0 1 会議室

昭島市教育委員会

○委員長（紅林由紀子） それでは定刻になりましたので、ただいまから第3回教育委員会定例会を開会いたします。

開会に先立ちまして、今回、類を見ない大震災がございまして、数多くの犠牲者の方が犠牲になりました。本当に心より御冥福をお祈りしたいと思います。また、今もたくさんの方々が今なお避難所で苦しい生活の只中におられまして、本当に1日も早い事態の収束と復興を心よりお祈りしたいと思います。

事務局の皆様におかれましては、今回の震災の関係で、計画停電、原発事故の関連等でいろいろとその対応にさぞお忙しかったことだろうとお察し申し上げます。本当にお疲れさまでございました。今まだ少し余震も続いておりますし、計画停電もまだ続くようでありまして、みんなで力を合わせてこの事態を乗り越えていきたいなと思っております。

ニュースなどでも、本当に悲惨な場面が多くて、これを見ている子どもたちの心にもいろいろな影響を及ぼしているんじゃないかなど。家でも、自分の子どもや周りの子どもたちを見てもそういったようなところも伺えますので、私たち大人はなるべく冷静にかつ慎重に対応して、子どもたちに元気を与えるような対応を心がけていきたいなというふうに考えました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、日程に入りたいと思います。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

初めに、前回の会議録の署名についてですが、既に調整を終わり、署名も得ておりますので御了承ください。

続きまして、委員会規則第19条の規定に基づく本日の会議録署名委員でありますけれども、5番の木戸委員と1番の私、紅林でございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、日程4、教育長の報告をお願いいたします。

○教育長（木戸義夫） 3月の私の報告と4月の予定につきましてはお手元に配付のとおりでありますので、後ほどご覧になっていただきたいと思っております。

私の方から、地震対応についての御説明をしたいと思います。

昭島市における学校教育部、生涯学習部の対応につきましては後ほどこの後部長から報告があります。私の方からは、岩泉への職員が救援物資を持って派遣されたその内容について若干お話をさせていただきます。

派遣期間が3月19日土曜日から3月21日までということで2泊3日ということになります。派遣職員は男子3名、3トントラック1台をチャーターいたしました。その中に救援物資、食糧として、かんぱん、あるいはクラッカー、アルファ米等を積みまして、食糧類はそういうものですが、備蓄の物資としては、毛布、大人・幼児用おむつ、このようなものを運んでおります。その他、先方の要望によって、日にちの感覚が余り取れないということでカレンダーを600本積んでいったというような内容であります。

3月19日には市役所の西側の駐車場の前で出発式をやりまして、午前7時45分出発ということで、向こうには10時間30分かけて6時15分に盛岡市内の宿泊施設に到着ということであります。翌3月20日は、午前8時8分に宿泊施設を出

発して9時58分に岩泉役場に到着、伊達町長へ、市議会はじめ、職員からの見舞金200万円を手渡すとともに救援物資について引き渡したということでもあります。

岩泉町内の被災地を視察した結果、特に津波の被害がひどかった小本港地区、この辺りが非常にひどかったということで、住民がおおむね360人程度避難しているという状況で、3箇所の避難所に避難をしているということでもあります。また、2箇所の特養老人ホームに高齢者が避難をしていると、そのようなことでありまして、また、宮古市の田老地区の視察もしまして、世界一とも言われている津波防波堤、これは総延長が2,433メートル、高さ10メートル、世界一と言われているわけですが、これが壊滅的状況になっているというようなことでもあります。20日の日程はそこで終わり、3月21日午前8時26分出発、6時34分に市役所に到着、このようになっております。

岩泉派遣については、第一陣ということで、これから市では人的派遣ですね、これも考えているというようなことで、またこれから第5班ぐらい班を組んで順次やっていくということになっております。

以上、概略御説明をいたしました。

それから、全国学力調査については、これは4月実施予定でしたけれども、国の方で延期をする。7月末まではやらないということで、9月以降実施をするかどうか。これもそれまでに検討していくというようなことになっております。

それから、私の方から、くじらスポーツクラブについて御説明をしたいと思います。

昭島市のスポーツ振興計画に位置づけられておりました総合型地域スポーツクラブが、昭島くじらスポーツクラブとして設立をされまして、2月27日に設立総会が開かれました。

くじらスポーツクラブは、「世代を超えてみんなでスポーツ 笑顔で健康 明るいまちづくり」を理念といたしまして、昭島市民の健康増進、子どもの体力向上、地域コミュニティの活性化、こういうことを目標にしております。

こうした昭島くじらスポーツクラブの理念や目標は、第5次総合基本計画において、昭島市が掲げております、市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツやレクリエーションに親しみ、交流を深め、心身ともに健康で明るく豊かな生活を送ると、こういう目標と軌を一にするものでありまして、くじらスポーツクラブのこれからの活動が期待をされているところであります。

このスポーツクラブは、一昨年から設立準備委員会により検討を重ね、インドアペタंक、健康体操教室、子どもスポーツ教室などのプレ事業を通してPR活動を行ってきました。

そして、昨年10月に講演会・説明会を市民会館大ホールで開き、広く会員を募集してきたところであります。

くじらスポーツクラブは4月から活動を開始することとしておりますが、去る2月27日に設立総会が開催され、規約や役員、平成23年度の事業計画及び予算が決められました。

会員数は現在150人となっており、事業運営はTOTOの補助金300万円と会員からの会費1人当たり年間5,000円などによって行われることになっております。

私の方からは以上です。なお、教育委員会名義使用承認は今回5件となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。教育長の報告は終わりました。ただいまの報告について、質疑並びに御意見はございませんでしょうか。

○委員（小林和子） 今度の東北関東大震災ということで、昭島市でも早速応援にトラックで、第一陣がいらしたということで、市役所の方たちは大変御苦労さまでございました。

今教育長さんのお話で5班まで人的な応援を持っていこうというお話がございまして、このことについてこの後何か市の方から説明があるのかなと思います。市民の方に、何かそういう応援の物資とかそんなものを募集というんじゃないですけれど、あるんでしょうか。

というのは、テレビなどで見ますと、本当に今までの災害と違って津波で全部流されてしまって、着るものもなくて、テレビで映っている方はこれももらったものです、なんてというようなことがいっぱいあって、私なんかほとんど着ないようなもので小さくなったとか、子どももの小さくなったものとか、自分でも派手になってほとんど着なかったとか、いろんなそういう衣類。古いのでなくて新しいのなんかもあったりするんで、そういうのも何か協力出来ることがあったら協力したいと思います。都の方でもそういうのを募集していますけど、衣類と食料は足りているからそういうもの以外という報道もありましたけど、実際にテレビに映っている方たちは、避難所はいいけれど家庭にいる人たちには救援物資も来ないとか、それから救援隊が行かない奥の方とか食べる物のないんですなんていうようなことも随分撮っているので、その辺への手立てが出来ればと思うので、ちょっとお伺いしたいなと思います。

○生涯学習部長（伊東一彦） 現在、総合スポーツセンターで、委員がおっしゃった救援物資を受け入れております。受け付けた物資を東京都に届けることになっております。品目については新品で未使用のもの。その中で赤ちゃん用品、高齢者用品、生活用品、飲料水ということになっておりまして、東京都は食糧品とか医療品については現段階では受け付けていないということです。そのような形で総合スポーツセンターで受付をしている状況でございます。

以上でございます。

○委員（小林和子） そういう形で出来ればいいなと思うんですが、東京都で結局集約してなんていうと、今一番寒い、この一番必要な時期に間に合わないんじゃないかなんて。今日明日、食べるものがないとか、着るものがなくて寒いとか、灯油なんかもなかなか買えないとか、本当は今届けられる手立てがあればいいななんて。ちょっと若い人たちのボランティアグループが、17日ですか、私は17日に荷物を出したんですが、19日に出発してなんていう。避難所なんかではなくて救援物資が行かないような奥の方へ行く、そういうボランティアのつてがあつて行ったらしいですけど、そういうような方法が今本当は必要なのかなと思いました。

わかりました。

○委員長（紅林由紀子） 市内のNPOなんかではそのような救援物資も受け付けているところもあるようですね。ただ単位が小さいので、どこかでオープンにするとか、多分そういう人たちはそういう人たちでロコミで回しているんだと思うんですけど、何かそういうものの掲示板とかを設ける、どこか市のわかるところに掲示するとかという、そういったようなことというのはお考えになったりしてらっしゃるんですか。

○教育長（木戸義夫） 今、ホームページにアップされているんですけども、ここで受け付けていますというのは生涯学習部長からございましたけれども、もっと広く会館とかそういうところに張り出そうというように考えています。それとボランティアの関係も、むやみに行かれても困るような状況になるので。ただ岩泉については、我々と友好関係ありますから、常に連絡取り合って、本当に職員も疲れているということで、交替要員も必要だし、また通常業務もしなければいけないという中で人手が足りないと、是非手を貸してくれと、そういう要請に基づいて行っているということです。先ほど言わなかったんですけども、衣類についても、これも靴下とか肌着とかそういうものを送ってくれというような要請があるんですけども、これは業者から協定に基づいて、直接送ってもらうというようなことで、品物については相手の要請に基づいて送っているということです。

○委員長（紅林由紀子） あと義援金の受付も市でしてらっしゃいますよね。ほかには何かございますでしょうか。

○委員（寺村豊通） 岩泉は友好関係あるんで、実際に遠くの海岸沿いは随分津波の被害があったみたいですけど、岩泉自体はやっぱり海岸沿いの被害がほとんどですか。

○教育長（木戸義夫） 小本港地区ですね。内陸部分は比較的それほどではないと。多少家が壊れたようなところもありますね。やはり津波というのが一番の被害をもたらしているということです。

○委員長（紅林由紀子） 今回の地震で、実際に私たちも岩泉に以前行かせていただきましたけれども、例えば竜泉洞とかああいうところはどうかでしょうか。

○教育長（木戸義夫） 竜泉洞の被害は聞いていません。

○生涯学習部長（伊東一彦） 小本地区のところはひどかったと聞いています。

○委員長（紅林由紀子） 地震によってああいうところが崩れたりとかそういったことはないという。

○教育長（木戸義夫） 水の要請はなかったです。

○委員（寺村豊通） 役所も随分内陸でしたよね。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。この件は後ほどまた両部長からいろいろ報告していただきます。震災関係についてはよろしいでしょうか。

それでは、以上で教育長の報告を終わります。

それではここで議事に入る前に、この震災における教育委員会の対応について、両部長から報告をいただきたいと思います。

○学校教育部長（細谷訓之） それでは、発災から今までの経過について御説明させていただきます。

ご存知のように3月11日14時46分に東日本大震災が発生いたしました。宮城の北部で震度7ということでしたが、昭島市の場合は震度が4でありました。ここでもかなり5分ぐらいの揺れを感じております。

学校施設の被害については、拝島中学校でプレハブの窓枠が落ちたということがありましたけれど、大きな被害はほとんどありませんでした。市内でも、エレベーターがストップしたとかそういったことはありましたけれど、大きな被害はありませんでした。

市としては、危機管理対策委員会ということで、当日の午後4時に市長、副市長、教育長、部長のメンバーで危機管理対策委員会を開催いたしました。

当日は、鉄道が全部止まってしまいましたので、昭島駅、拝島駅あるいは立川駅で、多くの方が滞留しておりました。昭島市でも急遽、駅に滞留している方たちを何とかしなくてはいけないということで、市民会館・公民館を帰宅困難者の休憩所ということにいたしまして、毛布やかんぱん、水を運び込み、対応いたしました。当日は市民会館・公民館で255の方が一夜を明かしました。

昭島市全体では都立昭和高校、拝島高校、それと拝島駅に電車が3台止まっており、その中で寝泊りした人がいたということでもあります。拝島駅は200人ぐらい、昭和高校は12人、拝島高校は8人でありました。それぞれ私どもでクラッカー等、軽食をお持ちして、その場をしのいでいただいたということでございます。

都内全体では、1,024箇所の帰宅困難者のステーションを開設し、概ね10万人程度の方が帰宅困難者として宿泊したということでございます。

現在の昭島市の対応につきましては、救援物資を総合スポーツセンターで受付しております。これについては、集まり次第、給食センターの車で平和島にある京浜トラックターミナルに集積し、一括して東京都が被災地に持っていくということです。

避難者の方は、福島県の方からこちらに親戚を頼って来ている方たちが何人かおられ、松原高齢者福祉センターを避難所としておられます。4家族で21名の方がおられ、市の職員が対応しております。今後、原発の状況によっては、避難者が増えてくる可能性がありますので、総合スポーツセンターを第2の避難所ということで、今、生涯学習部を中心に準備をしているところであります。

学校教育部では、施設面で、先ほど申し上げた窓枠の落下がありましたが、地震時の児童・生徒は校庭へ避難をし、集団下校などをいたしましたので事故等はありませんでした。

ただ、多摩辺中学校の3年生が、校外学習で富士急ハイランドに行っておりまして、地震の影響で中央高速が閉鎖されて、その日に帰れないということでありました。バスの中で一晩過ごしたという形になり、翌朝の6時ごろに無事到着いたしました。8割程度の保護者の方が迎えに来ていたということです。

その後の対応ですが、計画停電がありましたので、通常授業ができるのか、給食はつくれるか、いろいろ課題がございましたが、14日の月曜日に臨時校長会を開き、基本的には昭島市としては通常通りの授業、給食をしていくということを決めました。

それから、17日に光華小学校で、震災避難に伴う転入生がありました。  
学校教育部は以上でございます。

○生涯学習部長（伊東一彦） 生涯学習部では、市立会館 11 館、それから総合スポーツセンター、市民図書館、図書館の分館・分室、市民会館、公民館等で 19 の施設がありますが、今回での地震での被害はございませんでした。

これまでの対応ですけど、学校教育部長が申し上げたとおりでございます。当市については市民会館大ホールを 20 時から翌朝の 8 時まで開放しまして 255 人の方に利用いただきました。

それから、計画停電が現在実施されておりますが、16日以降の計画停電の予定時間につきましては、各施設とも閉館をしております。これはトイレが使えなかったり、エレベーターが止まるということで予定時間では閉館をしております。また、節電の観点から夜間の貸出については現在中止しております。今後につきましても、夜間の貸出につきましては当分の間中止をしたいと思いますと考えております。

実際に計画停電が実施された施設でございますが、第4グループに属しております富士見会館、武蔵野会館、市民図書館で 17 日と 18 日、それから 22 日、23 日の 4 回実施をされておりましたが、事前に広報等で周知した関係で混乱等はありませんでした。

先ほどお話が出ていますように、東京都の要請を受けまして、19 日土曜日から、総合スポーツセンターの柔道場を避難所として開設しております。今のところ避難者の人はございません。また、22 日の火曜日からは同じ総合スポーツセンターの剣道場の方で、先ほどお話がありました救援物資の受付を社会福祉協議会とボランティア等が中心になって受付をしております。周知の方がホームページだけだったものですから、救援物資の持ち込みが少ない状況ですが、先ほど教育長が申し上げたように、市立会館、図書館等で張り出して周知をしております。

また、この地震によりまして、3 月 13 日の立川・昭島マラソン、それから 21 日の中高生読書フォーラム、それから 25 日の市民体育大会閉会式については中止をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。というような対応をしていただいたわけですが、この件につきまして、何か御質問ございますでしょうか。

○委員（石川隆俊） ちょうど地震が起こったのは金曜日の午後でしたけど、授業中だった

たと思いますが、それで各学校の判断でみんな校庭に出て、それでその後下校というのは、各学校の判断だったのか、中央指令だったんですか。

○学校教育部長（細谷訓之） 各学校の判断でございます。避難訓練をしていますので、その流れの中で対処いたしました。

○委員（寺村豊通） その後の、月曜日から、14日から授業されたそうですが、電車が止まったり何なりで先生方の足とか、出勤等影響はなかったんでしょうか。

○指導室長（花田 茂） 14日の状況ですが、JR等の影響で、485名の教員のうち出勤出来なかった方は19人でした。それから遅れてきた方が67名ということでございます。

市教委としましては、教職員の通勤が困難で真に必要な場合にのみ、校長の判断で自動車通勤を臨時的に期間を定めて認めていくというようなことで対応させていただきました。

○委員（寺村豊通） 今はもう春休みですね。

○委員長（紅林由紀子） ほかに。

○委員（石川隆俊） 新聞なんかの報道で、いわゆる学校が倒壊したという話はないと思うのですが、建物もしっかりして割に安全かと思えますけれども、津波の話と関連しまして、東北で学校全体、学童が巻き込まれたということは今回の地震ではなかったですか、学校自身がまとめてやられたという事例は。

○学校教育部長（細谷訓之） 定かな情報ではないんですけど、学校自体が倒壊してそこで圧死をしたという情報は受けておりませんで、学校が津波で流されたということは。

○委員（石川隆俊） 津波で学童が一遍にというケースはあるんですか。

○学校教育部長（細谷訓之） 学校の子が全部ということではないと思いますが、それで水で流されたお子さんもいらっしゃる。今回の揺れは周期が長いような揺れだったと思います。直下型ではありませんでしたので、海溝型という地震です。地震の被害を聞きますと、地震によって倒壊したような建物というのはあまり出てこなくて、多くの被害が津波による被害だとお聞きしています。今のところ、このようなところですよ。

○委員長（紅林由紀子） ほかにいかがでしょうか。

これで3学期は終わって4月から今度1学期が始まるわけですが、当面は通常どおりにやるという方向でいくというふうにお考えですか。



○学校教育部長（細谷訓之） 今後いろいろ教育委員会の中で論議していかなければいけないと思います。給食を続けていくには食材料の確保など、今後の状況が分かりませんが、被災地が食べられない状況なのに私たちがおいしいものを食べているのはどうか、というような御意見もありましたり、いろいろなことを考えながら、23年度については考えていかななくてはいけないと思っております。ただ今のところはここまでまだ何とか出来ましたので、同じような形で続けていきたいと考えております。

○委員長（紅林由紀子） 特に今、昨日おとといあたりから出ている食材料の問題があると思うんですけれども、野菜関係については、もちろん値上がりもすると思いますし、また産地の問題もいろいろあると思います。その辺はどのようにお考えになっているか、教えていただきたいのですけれど。

○学校給食課長（山下秀男） 地震が発生してから3学期の給食はこれまで何とか実施して来られましたが、既に欠品しているものも確かにあります。原乳が放射能の問題でメーカー側が調達出来ないということで、16日以降、昭島市においても牛乳はつけられませんでした。4月以降も牛乳がどうなるのかということと、福島県界隈の野菜がちょっと出荷出来る状況ではないということで、実はあちらから仕入れているものが結構あったんですね。今、納入業者に相談して別ルートでの調達が可能かどうかということを一々聞いているところで、何とかなるという回答がほとんどなんですけれども、どうにもならないというところもありますので、情報を取れるだけ取って4月以降に備えていきたいと考えております。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。本当に対処が大変だと思うんですけれども、私個人としましては、やっぱり給食は、なるべくなら少し欠品しても、おかげで1品足りなくなっても続けていただいた方が、牛乳のかわりに水筒を持っていってもいいから続けていただいた方が保護者としては本当にありがたいかなというふうに感じます。もちろん給食で食材を調達するのは大変だと思うんですけれども、家庭で食材を調達するのも大変な時期でもありますので、その分少し減っても、それはみんな、先ほどの話じゃないですけど、ひもじい思いはみんな同じなんだからということで、かえって残菜減るかなぐらいな気持ちにもなりますので、出来ることは出来るだけのことをしていただくとありがたいかなと、私個人は感じております。

○学校給食課長（山下秀男） 3月14日の臨時校長会でも、通常授業で3学期は行くということを決定するにあたって、パンと牛乳だけでもいいから給食を何とか提供出来ないかという話もございました。当面4月以降は欠品等あると思いますが、なるべく通常どおり実施する方向で考えております。

○委員（小林和子） 学校の子どもたちに特にこれから新年度になりますので、そういうときに学校現場に是非お伝えしてほしいなと思いますのは、もちろん各学校の校長先生方も承知してらして、いろんなところでそういうお話を子どもたちになさ

るかと思うんですが、こういう震災があって本当にこれからまだ半年、1年でも現地の人たちは不自由な生活を強いられているんじゃないかと思います。そして、東京電力がああいうことになって、計画停電というようなことで、実際に電気が止まって不自由なところあるし、電車が動かなくなるといようなそういうことになって節電ということをしごく言われていたり、物がお店にもなくなってしまうほどいようなことがあったり、いろんところで不自由な思いをしていると思うんですが、これを機会に是非子どもたちには、普通の生活をしてほしいし、先ほどのお話のように給食なども出来る限りの普通のとおりにしてほしいけれど、子どもたちに我慢をするとか、物をむだにしないとか、そういう今まで私たちの生活ではあり余る物資でコンビニのお弁当も毎日ものすごい量で捨てられているといような、ところを見直すことは大事ではないかなと。震災は本当に大変なことだし、こんなことあってはほしくないことですが、そうかといって私たちの日常生活を見直して、そういうもののありがたさ、それから不自由なときに我慢をするとか、このいようなことを子どもたちに是非教訓として学校で教えていただきたいなといふうに思います。

○委員（木戸義夫） 今の、本当に首長さんの会議でもそのいようなことを言われているそうです。こちらの、被害のなかった児童・生徒だけいようないふうな給食をきちっと用意されて食べさせるのがいいのかどうか、やっぱり向こうも苦しんでいるんだから、これだけしかないといようなことも教えながら、ともに我慢するという気持ちを共有していくといようなのも教育じゃないかなとい意見も出ているといことですね。委員がおっしゃったように、一つの教訓として、物を大事にするといようなことをしていかないといけないなと、どうやって子どもたちに伝えていくか、新学期から考えていこうといことになりました。

○委員長（紅林由紀子） どうぞよろしくお願いいします。  
それでは、この件は終わりにしたいと思ひます。  
では、日程5、議事に移ります。  
議案第6号、昭島市教育委員会表彰被表彰者について説明をお願ひいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） それでは、議案第6号、昭島市教育委員会表彰被表彰者について御提案申し上げます。

この件につきましては、昭島市教育委員会表彰規定第10条に基づき、昭島市教育委員会表彰審査委員会を平成23年2月22日に開催し、審議した結果、平成22年度昭島市教育委員会表彰被表彰候補者を教育委員会に推薦するもので、本日、被表彰者を御決定いただきたいと存じます。

13ページをご覧ください。昭島市教育委員会表彰基準がございます。これから御説明いたします被表彰候補者につきましては、そこに記載の表彰基準に該当した方々でございます。

それでは、各被表彰候補者の該当事由につきまして、推薦調書に基づき御説明したいと存じます。前に戻っていただいて議案の裏面をお願ひいたします。

まず、第2条関係、児童・生徒等の表彰でございます。原田大渡さん、成隣小

学校6年生でございます。第3回こども環境大賞高学年の部で佳作入賞されました。後援が全国都道府県教育委員会連合会であり、表彰基準第2条関係第3号イの公的機関が後援する全国規模の大会等で入賞したものに該当するものでございます。なお、今回佳作ということではありますが、推薦調書の活動内容の最後に記載してありますが、全国的規模の大会で、大賞1名、優秀賞3名、佳作6名となっており、上位10名に入っておりますので、入賞とみなしております。

次に、大貫敬弘さん、私立国立学園小学校2年生でございます。JT将棋日本シリーズ子ども大会10周年記念「チャンピオン大会」低学年の部で第3位でございます。主催が日本将棋連盟ということで、表彰基準第2条関係第3号のア、公的機関が主催する全国規模の大会等に出場したものに該当するものでございます。なお、大貫さんにつきましては、国立学園の校長より、被表彰者としてふさわしいことを証する確認書を別にいただいております。

次に、波多野樹さん、福島中学校3年生でございます。第11回全国中学生創造ものづくり教育フェア関東甲信越地区大会に出場されました。主催が関東甲信越地区中学校技術・家庭科研究会ということで、表彰基準第2条関係第3号アに該当するものでございます。

次に、有賀知里さん、福島中学校3年生でございます。同じく第11回全国中学生創造ものづくり教育フェア関東甲信越地区大会に出場されました。同じく表彰基準第2条関係第3号アに該当するものでございます。

次に、圓山梨奈さん、福島中学校3年生でございます。平成22年度東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑花壇デザイン画で優秀賞を受賞されました。主催が東京都生活文化局文化振興部ということで、公的機関が主催する東京都規模の大会等で上位3位相当の賞を得たものということで、表彰基準第2条関係第3号ウに該当するというものでございます。

次に、昭島市立瑞雲中学校吹奏楽部、第50回東京都中学校吹奏楽コンクールB組で金賞を受賞されました。主催が東京都中学校吹奏楽連盟ということで、表彰基準第2条関係第3号ウに該当するものでございます。

次に、昭島市立瑞雲中学校サッカー部、第54回東京都中学校サッカー新人大会で第3位になりました。主催が東京都教育委員会ということで、表彰基準第2条関係第3号ウに該当するものでございます。

次に、長島歩泉さん、啓明学園中学校2年生でございます。第50回全国中学校水泳競技大会、女子100メートル、200メートルバタフライに出場されました。主催が日本水泳連盟ということで、表彰基準第2条関係第3号アに該当するものでございます。なお、長島さんにおきましても、啓明学園中学校校長より、被表彰者としてふさわしいとの確認書をいただいております。

続きまして、第4条関係、職員の表彰に移ります。本村誠中神小学校校長でございます。本村校長は今月末をもって定年退職となります。本村校長におかれましては、昭島市立小学校の校長として4年間勤務されたことにより、表彰基準第4条第1号イ、昭島市立学校の校長として4年以上勤務し、市内で退職した者に該当するものでございます。

次に、楠富美恵さん、中神小学校学校医として35年間勤めていただきました。今月をもってお辞めになられます。表彰基準第4条関係第2号、昭島市教育委員

会が委嘱する非常勤特別職として4年以上勤務し退職した者に該当するものでございます。

次に、栗田久子さん、中神小学校薬剤師として26年間勤めていただき、今月をもっとお辞めになられます。表彰基準第4条関係第2号に該当するものでございます。

被表彰者につきましては以上でございますが、もうひとつお決めいただきたいことがございます。この大震災の影響で、大学の卒業式をはじめ、多くのイベントの開催等の自粛が行われております。今の予定ですと表彰式を4月10日（日曜日）午前10時より、602、603会議室で行うことになっております。会場につきましては通常市民ホールで行っていたところですが、震災関係でホールを使用しているため、変更させていただきました。この表彰式を予定どおりに実施するかどうか御意見をいただければと存じます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

それではこの被表彰についてと、先ほどの表彰式についてどうするかということについて御意見、御質問ございませんでしょうか。

○委員（寺村豊通） 表彰者については、該当するところ特に問題はないと思います。また、表彰式については、やるサイドは毎年のことですけれども、表彰を受ける側は場合によっては一生に一度みたいな形ですので、特に祝勝会みたいなのをやるわけではないですので、表彰式ぐらいはもし場所があってやれるのであればやられたらいいんじゃないかと思えますけれども。

○委員長（紅林由紀子） ほかに御意見や御質問ございませんでしょうか。

○委員（石川隆俊） 私もいいとは思いますが、基準は大体全国規模あるいは東京都規模の、あるグループ、そのコンテストなんかに出て、それで出たということだけじゃなくて、そこである程度上位に入ったという2つの要件があるように思うのですが、全部そういうふうな意味で基準を満たしていると思うわけがないわけじゃないですね。ただ出たというのもあるんですね。出場したというようなものでもいいのかな。

○庶務課長（丹羽 孝） 教育委員会の表彰基準についてでございますが、出場につきましては関東規模大会以上のものでしたら出場したことによって表彰に該当いたします。また、東京大会ぐらいですと、それに準ずる大会もありますが、東京大会に出て、第3位相当以上に対して表彰しています。

○委員（石川隆俊） 出場するためにはその前でもって勝ち抜いてきたからいいというそういう感じですね。

○委員（小林和子） 私も表彰式そのものはこういうときで遠慮ということもあるんでし

ようけど、やっぱり出場した子どもたちにとってはこの1回きりということですから、表彰式をしてあげてもいいんじゃないかと思います。会場の面はやむを得ない。市民ホールは災害のときに使っていると。あとただこの日は都知事選挙の日なんですよね。選挙に行かれる方は時間をずらせば差し支えないかなと思いますけど、職員の方が忙しいかと思いますが。

○委員長（紅林由紀子） 一つお伺いしたいんですけれども、今回通常児童・生徒の方は校長先生の推薦というようなケースが多いようなんですけれども、今回お母さんが推薦されたケースもありますし、山下課長が推薦されたケースもあるようなんですけれども、それは別に構わないんじゃないかなと思うんですが、こういう表彰があるので推薦をしてくださいというような周知については、どのようにされていらっしゃるのかというのをちょっと教えていただけますでしょうか。

○庶務課長（丹羽 孝） 周知につきましては、今まで積極的にしていませんでした。もちろん昭島市の学校はしておりますけれども、今回の啓明学園とか、あとは昭島市にお住まいで他市の学校に行かれている方等ございました。なかなかこの辺の周知の徹底が出来ておりませんで、今回につきましては、ホームページ等に掲載させていただいて、なるべく広めていきたいと思っております。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ホームページだけだとやっぱりホームページを開ける人に限られてしまうことになると思います。いつも開くとは限らないので、ほかの周知の方法も取っていただけると、より隠れた才能が発掘出来るんじゃないかなというふうに感じます。いつもどちらかというスポーツか音楽かというそういう被表彰が多いようなんですけれども、今回いろいろ文科系の面でも、将棋とか、ロボコンとか、いろいろな面でそういう活躍している児童・生徒の方が被表彰者として推薦されてきてとてもよかったなというふうに感じておりますので、もっと広くPRしていただければいいんじゃないかなというふうに感じました。

○学校給食課長（山下秀男） 大貫敬弘さんは、給食の方に地場野菜を納入していただいている、大貫徹さんのお子さんということで、たしか新聞にも出たと聞きまして、情報提供を受けておりましたので推薦させていただきました。

○委員（石川隆俊） たしか将棋で2年ぐらいまえにやたら強い人がいましたよね。

○委員長（紅林由紀子） 武蔵野小にいましたよね。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは以上で質疑等終わります、お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） それでは表彰式についても行うということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(紅林由紀子) 御異議なしと認め、議案第6号は原案どおりに決しまして、表彰式も行うということでもよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、議案第7号、昭島市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について説明をお願いいたします。

○学校教育部長(細谷訓之) 議案第7号、昭島市立小中学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について御説明を申し上げます。

本案件は、昭島市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任用、職務等に関する規則に基づき、学校長に推薦に基づき教育委員会が委嘱するもので、平成23年3月31日付で学校医等の任期が満了することに伴い、新たに委員を委嘱する必要があるため御提案したものでございます。

議案に記載されている委嘱予定委員のうち、耳鼻科医のうち、資料の3ページの玉川小学校、つつじが丘南小学校、田中小学校の腰塚郁恵氏、5ページの学校薬剤師のうち中神小学校の新藤香菜子氏につきましては、新たな委嘱予定委員でございます。また、耳鼻科医のうち中神小学校、つつじが丘北小学校、多摩辺中学校の楠正恵氏は、前任者楠富美恵氏の退任に伴い委嘱先の学校が変更となったものであり、それ以外の委員につきましては再任でございます。

新たな委嘱予定委員の経歴等について御説明を申し上げます。

耳鼻科医は、玉川小学校、つつじが丘南小学校、田中小学校の腰塚郁恵氏は、昭和59年に医師国家試験に合格され、平成3年から楠耳鼻咽喉科に勤務され、現在はあきまクリニックで勤務されております。

次に、薬剤師関係では、中神小学校の新藤香菜子氏は、平成18年に薬剤師免許を取得し、平成20年より田中町562-8番地にある昭和駅前薬局に勤務されております。

委嘱予定委員の任期は、平成23年4月1日から平成25年3月31日の2年間となっております。

以上、甚だ簡単でございますが、よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○委員長(紅林由紀子) ありがとうございます。この件につきまして、御質問や御意見ございますでしょうか。

○委員(石川隆俊) ちょっと質問ですが、大体校医というものは内科が中心でしょうけれども、特殊なものとして、目と耳とをそろえる必要があるんですね。そういうふうな科の場合には1人が数校を兼ねるとなっているけれども、当市の場合は何校というふうになっていますか。

○学校教育部長(細谷訓之) 学校医につきましては、内科、歯科、耳鼻咽喉科、眼科ということで決めさせていただいております。その中で、耳鼻咽喉科の先生というのは非常に市内の中で少のうございまして、その結果、1人の先生に複数をお願いしているのが現状であります。表にもありますように、渡辺先生には、かなり

たくさんの学校を担当していただいておりますので、今回、腰塚先生に新たにここに加わっていただき、なるべく多くの先生で見ていただくことといたしました。なにぶんにも、科目によっては先生の数が少ないということがございますが、かといって、市外の先生にお願いするというのも、学校とのつながりが薄くなってしまいますので、出来るだけ市内の中からということをお願いしているところであります。

○委員（石川隆俊） 大体先生方のお仕事は健康チェックというか、定期的な健診でございませぬ。

○学校教育部長（細谷訓之） 基本的にはそういった子どもたちの健康診断を担っていただいております。ただ何かありましたら、例えばインフルエンザがはやれば内科医の先生に相談をして休校にするとか、様々な児童・生徒の健康面で学校と連絡を取り合いながら対応していただいております。

○委員長（紅林由紀子） ほかにはございませぬでしょうか。  
必ずしも先生方の、開業していらっしゃる場所が学校と近いとかそういうこととは関係はないんですか。

○学校教育部長（細谷訓之） お願いするときに、昭島市医師会にお願いして、ある程度その中で振り分けをしていただいておりますので、私どもでこの先生にこの学校にお願いするというのではなくて、医師会の中の推薦の中で決めさせていただきます。従って、多少地域が異なる可能性もあります。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。それではこの件はほかにはよろしいですね。  
それでは、お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませぬでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） それでは、御異議なしと認め、議案第7号は原案どおりに決しました。

それでは続きまして、議案第8号、平成23年度昭島市立学校の休業日の承認について説明をお願いいたします。

○指導主事（稲富泰輝） 議案第8号、平成23年度昭島市立学校休業日の承認について説明させていただきます。

昭島市立学校の管理運営に関する規則第4条第2項の規定に基づき、昭島市立学校全21校から平成23年度の休業日について別に定める旨の申し出がありましたので、承認をお願いするものでございます。

本日の資料の平成23年度学期・休業日等の状況をご覧ください。12月の定例教育委員会にて御審議賜りました昭島市立学校の教育課程編成時の留意事項、2月の定例教育委員会にて御審議賜りました昭島市教育委員会学校教育の目標及び基本方針に沿って、小学校における新学習指導要領完全実施及び中学校の平成24

年度の実施準備に伴う授業時数の確保、放課後を活用した個別指導の充実、地域との連携による教育活動の充実及び、学級閉鎖・臨時休校等の不測の事態に備えることを目的として、夏季休業日・冬季休業日等について1日から1週間程度の短縮や開校記念日や土曜日を授業日として授業日数、授業時数の増加をしたい旨の申し出がありました。

いずれの場合においても、それぞれの学校の実態に基づき、長期休業日の期間及び土曜日等の授業日を設定することにより、授業時数の確保を行うとともに、特色ある教育課程の編成を行っている状況でございます。また、児童・生徒の過重な負担がないように工夫をされているものでございます。

昭島市立学校全21校の授業時数については、学校教育法施行規則に定められています標準授業時数を十分確保出来ている計画となっていることを申し添えます。また、以前教育委員の先生方から御意見いただきました、平成24年度に向けてはある程度の休業日の統一を図るよう、今、校長会と連携を図っているところでございます。

提案は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。学校休業日の承認ということですが、今、指導主事の先生からお話がありましたけれども、平成24年度に向けてはある程度統一に向けて話し合っていたというのですが、今回23年度ということではらつきはあると思いますけれども、こちらの方について御意見や御質問ございますでしょうか。

○委員（小林和子） 今の御説明で24年度は検討していただけるということで、それをお願いなど。今回も大分かなり始まりとかそろっているような。でもまだまだ変則が多いんで。この前ちょっと校長先生たちの集まりのときに、ある校長先生がおっしゃった。私たちは、教育委員会がこうなさいと言われてればやるんですよというようなお話もしていらした校長先生もいらしたんで、是非24年度に向けてはこの長期休業日については、今、2校ほど本来の管理運営規則どおりというところがありますけど、同じように出来ないことはないと思いますので、極力そのような形で、今回の大震災みたいなことがあってみますと、やっぱり学校がある程度きちっと休業日がそろっていた方がいろんな面で親も安心するのではないかなというふうに思いますので、子どもたち自身の気持ちを考えても、みんな同じようになっている方が子どもにとっては安心するというところもあるかなと思いますので、是非24年度はそういう方向でしていただければありがたいなと思います。

○委員長（紅林由紀子） ほかにこの件につきまして御意見ございますでしょうか。

○委員（寺村豊通） 意見というか感想になってしまうのですが、やっぱり小学校、中学生でもそうですけど、こういう夏休みですとか、開校記念日なり、都民の日の祝日というのは恐らく我々の小さいころを見ると楽しいというか、そういったような感じがあるんで、文科省の言っているような形で授業をやるためには授業



日数を確保しなくちゃ、というような建前でもってこういう授業を組まなくちゃいけないのかなというような、何となくすっきりしないような雰囲気が残るのがちょっと感想としてあります。

○委員長（紅林由紀子） ほかにはいかがでしょうか。

いろいろ御検討いただいていると思うんですけれども、授業日数が一番短いところで201日、最長で212日という11日の差があるというのは、それも同じ中学校の中でこれはどうなのかなと、やはり保護者の立場から考えても、何となく少し違和感を感じるようなところがあるなというふうに感じました。もちろん休業日の設定についてもある程度そろっていた方がいいという意見もありますが、私はどちらかというところこの日数にこれだけの差があるという点についてちょっとどうなのかなというふうに感じました。かなり土曜日に学校公開日等で授業をされるようですが、これについては問題ないというか、むしろ保護者の方に、お仕事していらっしゃる方も多いわけですから。そういう方に学校に来ていただくという意味では、非常に、どんどん利用していただければなというふうに思います。

昭島の場合は冷房が完備されているということで夏季休業日の授業についてはある程度やっても健康上問題ないというか、快適に過ごせたわけなんですけれども、この大震災によって夏場の計画停電というのかなり想定されることだと思うんですが、そういった場合に、かなり暑い中で、ちょっと中を見ますとプール指導とか書いてあるところもあるんで、プール指導の場合は全然問題ないと思うんですけれども、学校の中で真夏に教室で授業した場合どうなるのかなというそういった点にちょっとやや不安が残るので、気をつけていただくようお願いいただきたいというふうに、教育委員会の事務局の皆さんにも目を配っていただきたいというふうに感じました。

○委員（木戸義夫） 授業時数はどうなっているの。

○指導主事（稲富泰輝） この後の教育課程の議事のところで説明しますが、日数の差が確かに11あるところがございまして、授業時数については大幅な数字の変動はありません。例えば11になりますと、毎日5時間計算になりますと55から66時間ぐらいになるのかと思うんですが、そこまでの差はございませんので、授業日数が多い学校については、ある日は5時間にし、部活動を充実させるという流れになっております。ですから標準時数についてはそれほど差はないということで御理解いただければと思います。

あと1点、夏季休業期間の計画停電でございまして、学習指導要領総則にも書いてありますように、児童・生徒の負担過重にならないようにということがありますので、こちらについてはまた別途対応を考えていきたいと思っております。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。よろしくお願いたします。

それでは、お諮りしたいと思います。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） それでは、御異議なしと認め、議案第8号は原案どおりに決しました。

続きまして、議案第9号、平成23年度昭島市立学校の教育課程の受理について説明をお願いいたします。

○指導主事（稲富泰輝） 議案第9号、平成23年度昭島市立学校教育課程の受理について御説明いたします。

こちら昭島市立学校の管理運営に関する規則に基づいて全21校の校長から平成23年度教育課程が提出されましたので、こちらを御承認いただき受理する必要があるために本日提案させていただきます。

本日は、議案や報告事項が多いことがありますので、重点について説明をさせていただきます。こちらについて、小学校・中学校共通する事項から説明させていただきます。

まず1点、来年度の教育課程については学校間の連携についてかなり出されています。今までは小学校・中学校の連携を中心に書かれていたものがありましたが、今年度の教育課程では、小学校においては幼稚園・保育園との連携、中学校では高等学校との連携まで広げて掲げており、円滑な学校生活のスタートが出来るようにという指導がされています。

2点目については、教員の指導力の向上でございます。校内研究においては継続して取り組んできましたが、今年度の教育課程では若手教員の増加に伴い、校内において若手教員を対象としました校内OJT、オン・ザ・ジョブ・トレーニングと呼ばれるものです。こちらについて行い、ベテラン教員から若手教員への指導技術の継承を掲げている教育課程が多くございます。

3点目につきましては、特別支援教育の充実でございます。校内委員会といたしまして、今まで担任が抱えていた課題を学年や学校全体で共有するような会議もありましたが、今後もどの教員が見ても、一人ひとりの児童・生徒にあった支援を行うことが出来るよう情報共有をこの校内委員会の打ち合わせで充実させることを掲げております。

小学校においては来年度から外国語活動の本格実施があります。今までは試行という形で行いましたが、来年度からの本格実施に関して、児童の積極的なコミュニケーション能力の向上を目指して取り組んでいます。少しでも英語を話してみよう、相手のことを考えて、言葉だけではなくジェスチャーを取り入れて伝えようという意欲、こちらを外国語活動の狙いに掲げている小学校が多ございます。

中学校におきましては、キャリア教育に今まで取り組んでいましたが、自尊感情の向上に取り組んでいきます。今までもキャリア教育には取り組んできましたが、生徒が自分について自信を持って生活をする。こちらについて各校のすべての教育活動の場面で意図的に指導するとなっております。

先ほどの指導時数については、小学校・中学校のコース別について説明します。

小学校では、平成23年度から時数が34から35時間増加されています。また、中学校では、平成24年度から新学習指導要領が完全実施になりますので、今の段階から授業時数については余分を確保し、児童・生徒に確かな学力を身につけさせる教育課程を編成しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。平成 23 年度の教育課程ということですが、非常に資料が膨大でございますので、ちょっと細かい点は後ほどお目通しいただくといたしまして、今、稲富指導主事の方からお話ありました重点等について何か御質問や御意見ございますでしょうか。

○委員（小林和子） 質問ではなくて感想みたいなことなんですが、教員の指導力向上ということで、本当に若い先生が多いものですから、それをベテランの先生方が指導していくということで、是非、今やってらっしゃることですけど、今後もさらに行っていただきたいなど。と言いますのは、やはり子どもたちに学習内容をきちっと習得させるということはとても大事なことで、議員さんのお話なんかには、質問とか要望にありましたように、中学生あたりで不登校になるという子どもたち、その子どもたちを私も実際に指導したことがありますけれども、小学校の三、四年生ぐらいのところの学習がつまづいて、それが積もり積もって中学になって学校で授業が分からなくてそれが原因で不登校になるということも結構あったんですね。ですから、是非小学校段階で、やはり 3 年生、4 年生あたりが、そこで壁が、急に内容が難しくなったり、広範になったりということで、その辺のところの指導をきちっとしていかないと高学年になってますますわからなくなることがありますから。その中学年あたりを結構新採の方とか若手の方が担任されることが多いので、その辺のところを是非そういうベテランの先生というか、若手でもいろいろ研修していらっしゃる方たちの力を、みんなで協力しあって、是非子どもたちの学力をつけるように協力してやっていただきたいなというふうに思います。

それからもう 1 点、外国語活動のことなんですが、だいたい五、六年生から入っていますけれど、私は出来れば今すぐというのは難しいんでしょうけれど、三、四年生ぐらいからそれこそやっぱり子どもたちに、五、六年生になるともう好きな子は一生懸命やるけど、もうだめという、コミュニケーション苦手な子はますます余り関心示さなくなっていくということも結構あるんですね。ですから、むしろ三、四年生ぐらいというのは割と物おじしない、まだそんなに恥ずかしさも出てこない、その辺のところ外国語に触れて、もちろん遊びを通したり、ゲーム的なことから入るんですが、そのあたりからしていく方がもっとスムーズに外国語に慣れるんじゃないかなと思って、昭島市でも是非ゆくゆく。一、二年生はまだ日本語が十分出来ないということもありますから、日本の言葉をしっかり学習するということが大事ですから、一、二年は国語をしっかりと学習してもらって、3 年生あたりからそろそろそういうことも入れて、やっぱりこれから子どもたちがいろんな国際社会に出ていくわけですから、英語が苦手というだけでは済まなくなるような、外国に出ていくだけではなくて、日本に随分外国の方がいらっしゃるし、電車の中にも必ず日本語の説明の後に英語の説明が入っていくというように身近なことです。是非小さいうちからそういう外国語に触れるような経験をさせてほしいなというふうに思います。

○委員長（紅林由紀子） 三、四年生ぐらいから英語活動を始めていらっしゃる学校とかもあるんですか。

○指導主事（稲富泰輝） このところですが、三、四年生から、または一、二年生段階からもあるんですが、国際理解教育という形で特色ある教育活動を進めている学校がございます。今、申し上げた学校につきましては、学校の中で視聴覚室という比較的広い部屋に英語の掲示をして、五、六年生だけではなくて、一年生から四年生も、ああ、英語でこういうものがあるんだなというようなことに触れられるようなことがあります。また実際に外国の方と触れ合って、あいさつ程度になりますが、そういう触れ合いを三、四年生で積極的に行っているところもございます。

ただ今回、外国語活動を本格実施する先生方の準備もかなり多くございますので、小林委員から御指摘がありましたけれども、準備が出来た段階で、良い学校の取り組みを教育委員会が広めていくという形で進めさせていただきたいと思っております。

○委員（石川隆俊） これは確かに各学校のどうあればいい教育が出来るかということを書いてあると思うんですが、そここのところにやっぱり先生の資質というのは大変大きなものだと思うんですが、どんな職業でもその職場に入って人から、人を見て習うとか、真似するとか、盗むとか、そういうことになると思うんですが、OJTというのは、仕事に就きながら人の仕事を見て習うということだと思うんですが、こういうのは実際にどんなふうに行っているか、その指導とか、あるいはこれをやる前に若い人を集めて教育委員会等が研修会をするということがあると思うんですが、その辺の塩梅はいかがですか。

○指導室長（花田 茂） 補足させていただきますと、今新人の教員の育成が課題になっております。東京都全体、日本全国の問題だと思っております。それで、本市についてですが、来年度新人育成担当教員を小学校3校に配置させていただきます。これは複数の初任者が配置される学校について、加配措置になっており、いわゆる退職された先生を活用して、第1担任、第2担任という形で新人を育成していくものになります。それ以外の学校につきましても、非常勤教員、こちらも学校を退職された先生になりますが、この方を新人がいるところに充てています。また、初任者研修を実施しますので、その中で授業の指導力を付けていくとか、児童・生徒理解について学んだり、プログラムの工夫を行っています。さらに10年未満の若い先生方を育成していこうということで、研修システムを整えています。

○委員長（紅林由紀子） 今年の富士見が丘小学校の渡辺先生みたいなケースということですか。

○指導室長（花田 茂） そうです。

○指導主事（稲富泰輝） 校内OJTというものを意図的に設定しないと、今の学校現場では指導することは難しいです。これについて、火曜日の午後3時45分からやりますよと。これを年間計画の中に入れておかないと先生方は保護者との連携のこととか部活動の指導とかそういうものがありますので、その15分で今日はこういうテーマでやりましょうというものを意図的に設定しています。こちらでやっている初任者研修と若手教員の研修については、人権教育とか大きいテーマで指導していくんですが、学校でやられるときは、具体的なことをやっていきます。黒板における板書の仕方、書き順、それから児童・生徒に対してのほめ方、叱り方とか、その学校ならではのプログラムを短時間、15分程度になりますけれども、そういうものを持っていくと。ですから、教育委員会で大きいところをやっていて、各学校では細かい初任者にあわせた指導をしていくのも校内OJTとして意図的に時間を設けてやるというのが現在学校で取り組まれております。

○委員（石川隆俊） 非常に重要なテーマだと思いますけれども、どの職場でも初任者研修というのはベテランも含めて研修をすることは非常に大事なことなんだけれども、余り型に当てはめてやっても抵抗があったり、いやになっちゃう人もいるかもしれない。その辺が非常に難しいんじゃないかと思うんですけど、やっぱり教員になった以上そこに燃えてやってくれるような人をいかに創るかというところは本当に難しいと思うんですね。ベテランで、人格も含めて優れた人をそういうふうなところに当てはめてということはとても難しいと思いますけど、是非よろしくをお願いします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。  
先ほどの小・中だけではなくて幼・保、高校との連携というのも非常に重要なことだと思いますけれども、まだまだ今までそんなにされていなかったところなので、今年それを進めてみて、いい事例はどんどん流していただいて、その取り組みが一層活発になるように是非ともよろしくお願ひしたいと思います。  
ほかにはよろしいでしょうか。  
それでは、本件は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） それでは、議案第9号につきましては、原案どおりに決しました。どうぞよろしくお願ひいたします。  
それでは続きまして、議案第10号、平成23年度昭島市立学校学校基本計画の受理についてお願ひします。

○指導主事（稲富泰輝） 議案第10号、平成23年度昭島市立学校学校基本計画の受理について説明いたします。

本案件は、昭島市教育振興基本計画に基づき、昭島市立小中学校全21校の校長から平成23年度の学校基本計画が提出されましたので、御承認いただき受理する必要があるため提案したものでございます。

こちらは、各学校の特色が掲げられたものでございまして、主な取り組みを今

日は説明させていただきます。

学力向上と健全育成に分けて説明いたします。学力向上については、学校図書館における取り組みについて多くの学校で取り組んでおります。具体的な指標としましては読書量、本を1年間何冊読むかなどを目標に上げて、内容の充実を図ることを掲げている学校が多くございます。また、各教科等の学習を充実するために学習支援員が状況に応じて授業外の補習について生徒が取り組むことが出来るようにしている学校もございます。また、今年度入れていただきまし電子黒板、実物投影機を用いてICT機器を活用した取り組みを図る学校もございます。その中にはデジタル教科書を導入する学校もございます。

健全育成面については、登校後に生徒が安心して学習が出来る雰囲気づくりに取り組んでいる。例えば教室になかなか入ることが出来ませんが、別室でも安心して取り組める、そちらの支援員を入れている学校もございます。また、花の苗などを購入して緑豊かな学校をしている、児童が落ち着いた環境で学習出来ることを推進している学校もございます。平成23年度については学校基本計画を受理しているところでございますが、こちらの内容はスクールプラン21と学力向上推進計画とさらに重複することがございます。教育委員会で言われているところを鑑みまして、なるべく学校の負担を減らすということを考えますと、今年度は受理しますが、来年度からは提出の義務がない形も取りたいということもあわせて提案させていただきたいと思っております。

以上のことを踏まえまして御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。この件につきまして何かございませうでしょうか。

そうですね、私もそれを感じたんですけれども、スクールプラン21と学力向上推進プランと、これとの差はどこにあるのかなとちょっと考えたんですけれども、そういう形でなるべく負担のないようにしていただけるとありがたいなと感じました。

ほかにはございませんでしょうか。

○委員（小林和子） 健全育成になるかと思っておりますけれども、何かほかの調査でもあったと思うんですが、学校に相談出来る人がいるかいなか。学力とか読書を進めるとかその辺は数値が上がってきて7割、8割とかなんですが、相談出来る人がいるかいなか、その辺は50%、60%まだまだという感じがしますので、先生たちも努力してはいらっしゃるんだと思っておりますけれども、さらにやっぱり忙しいからなかなか頼りに出来ないというそういう面もあるかもしれないので、それも一つの課題かなと思っておりますので、やはり学力ももちろん大事ですけど、一番やっぱり子どもたちが、さっきもどなたかのお話に出ていましたけど、安心して学校に行って学習出来るという心の安定するようなことが一番何よりもまず、それがなければ学習に入っていけないと思っておりますので、是非その辺をまたいろんな面で努力していただければと思います。

○指導主事（松尾 了） 先ほど小林委員からお話をいただいた点なんですが、やはり学

校の先生方、多忙感が非常に多い部分と、児童・生徒となかなかかわりが持てないという時間の部分があって、非常に努力はしていただいているんですが、その中で、来年度なんですけれども、スクールカウンセラーの事業を申請をしまして、配置をしていただいている人数が少し増えるということがございます。あともう1点、登校支援員事業というもののかわりに学校と地域の連携推進事業という新しい事業がありまして、こちらを増員の形で、登校支援員事業よりも、小学校を少し校数を増やしまして、家庭と学校の結びつきが強くなるような形での外部の人材、支援の確保ですとか、その相談体制の充実を行っているところですので、そういったところでやらせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子）　そういった外部人材の方というのは、どのようにして見つけれられるのかなというのは。学校で、例えば副校長先生とかが一生懸命探されるのか。それともある程度そういう人材をストックというか、指導室の方で何かをストックされていらっしゃるのかどうかというのはその点はいかがですか。

○指導主事（稲富泰輝）　基本的には学校で探すことを原則としておりますが、ただそれですと乱暴ですので、指導室の方で広報等を使いまして、学校支援員の登録者という形で募集をかけています。そちらの一覧の名前と、どういう形で入っただけかということとは学校へ定期的に情報提供をして、それで学校から、この人にアポイントを取りたいんだけどといったときに、電話番号と連絡がつく時間についての銃砲提供をさせていただく。こちらとしても人材のリストをつくっておりますし、また、東京都の人材モデル事業ということもありましたので、東京都とも連携して、いろいろな形で学校の人材を探せるようにしている配慮もございます。

○委員（石川隆俊）　感想ですが、この基本計画は、各学校の校長先生があらゆる知恵をふり絞っているような夢を語っているというふうに思いますね。長いのもあれば短いものもあるし、細かいものもありますね。私は、そのように書いてくれたから書いた面もあると思うんですが、これは校長先生1人で書いたのか、それともブレインが書いたのか。たしかにこれを全部実行したら夢のあるすばらしい学校になると思うんですが、実際にこれやるとなると大変難しい面があるわけで、少しその辺の夢を語ることで、余りにも作文が長いようなものがありますので、もうちょっと簡単でもいいんじゃないかと思うんですね。だからその辺の私の感想ですが、余りこれを推し進めると、先生方の夢を描くための作文の負担も多くなるでしょうし、それを実際に実行するとなると、どんな仕事もそうなんですけれども、余りにも細かく目標を設定すると逆に達成するのは難しいという面も起こるんじゃないかという、これは感想ですけど、その辺はいかがお考えですか。

○指導室長（稲富泰輝）　分量については任意となっているものですから差はあるんですが、ただ今年指導主事2人でこの教育課程またはこの学校基本計画を受理するに当たって統一したことがあります。とにかく学校が考えていることを、長い文章

で、誰が見てもわかるような形にしてくださいということを学校に粘り強く言いました。ただこちらとしても教育振興基本計画を掲げていますので、そちらの内容についても取り組んでいただきたいというものがありますので、今日はお出ししていませんが、補助資料として、学校で、教育振興基本計画に対してどういうことに取り組んでいるのかということ、こちらもいただいています。ただこちらの学校基本計画は、言ってみれば教育課程の中にも入っている部分が多くございますので、教育課程の相談をするときに、じゃああなたの学校では一番重点となることはどこですか。それをどのように検討していきますかということをお我々が粘り強く聞いているので、よって学校が取り組むことがはっきりしてくるのかなというところがあります。

ですので、長い、短いだけではなくて、やはり何について取り組むのかということをお学校が意識していただければいいと思いますし、学校によっては学校内で教職員に配る資料とこれが一緒の学校もありますので、ですからこのとおりにやっっていくんだよという校長先生の資料として。提出義務は出来れば無いというふうにしたいんですが、学校内で配って、みんなで同じ方向性を持ってやっっていくというような位置づけが出来ればと思っております。

○委員（石川隆俊） 本当に主事さん市長さんのご尽力は、よくわかるんです。こういうふうにしていかにして昭島の教育を良くしていくかということは意欲を感じますが、校長先生のこれは腹づもりだと思えるんですけども、校長先生が、それぞれの先生方が実行するとなると、指導性ですね、そのところが一番大きな問題であると思うし、要は末端の先生が学童にどういうふうに接するかということになるわけですね。ですからこれは本当に難しいことだと思えるんですが、ひとつよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） 読んで、心を動かされるような計画書もありますし、非常に端的にまとめられているものもありますので、統一するという必要はないと思うんですけども、うまく使っていただけるような形で、そういうふうに先生方に配っても使えるというのは、それはそれで作って作り甲斐があるという形だと思うんですけども、出すだけのために非常に時間をかけるのはもったいないので、その辺をうまくやっていただきたいなというふうに感じました。

それでは、この件につきましてはほかによろしいでしょうか。

議案第 10 号につきまして、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） それでは、異議なしと認め、議案第 10 号は原案どおり決しました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議が終わりました。かなり時間を取ってしまいましたので、なるべく効率的に進めていきたいと思っておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

次は、協議事項に移ります。

協議事項（1）平成 24 年度昭島市立中学校で使用する教科書用図書の採択につ



いて説明をお願いいたします。

○指導主事（松尾 了） 協議事項（１）平成 24 年度昭島市立中学校で使用する教科用図書の採択について御説明いたします。

来年度、平成 23 年度は、中学校の教科用図書の採択の年でございます。従いまして、昭島市立学校教科用図書採択委員会等に関する要綱に基づきまして、教科用図書の採択に関して調査・研究を実施し、採択を行うものです。本件について御協議をいただきたいと思っております。

こちらの資料の裏面に、教科書採択の事務の日程をお示ししております。本日、本件につきまして提案をさせていただきますが、現在 3 月 15 日号の市報におきまして、市民の採択委員の方の公募をしております。その公募委員を含めまして、平成 23 年 4 月から教科書採択委員会を編成し、5 月から 7 月にかけてそれぞれ調査研究部会等で検討していただき、その結果を基に 7 月の教育委員会の方で御報告をさせていただいて、採択をいただくというような手順になっております。

あわせて市民の方々に説明ということもありますので、教科書の展示につきましては 5 月 18 日から予定しております。5 月 18 日から関しましては、市役所の行政資料コーナーのところで行います。その後、6 月中になってしまいますが、昭島市教育研修室、そして市民図書館の方にもお願いをいたしまして、それぞれ教科書の展示をしていただこうと現在考えております。

また、特別支援学級で使用する教科用図書の採択につきましては、昭島市立学校における特別支援学級使用教科用図書の採択に関する要綱のように、昭島市の通常の学級で使用している教科用図書を使用するものでございますが、学校教育法附則第 9 条の規定に基づく教科用図書も使用することが出来ます。こちらの教科用図書につきましては一般図書と呼びますが、一般図書は毎年生徒の実態にあわせて採択出来るものとしておりますので、こちらの要綱の中に示されておりますとおり、各特別支援学級で使用する教科用図書の学校ごとに採択を行いますため、各学校の特別支援学級が設置されている学校において教科用図書調査研究委員会を設置いたします。なお、この調査結果につきましては、7 月の定例教育委員会で報告する予定でございます。

日程等につきまして御協議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。今年は中学校での教科用図書の採択がございますので、この件につきまして何か御質問や御意見ございますでしょうか。

特に、例年と比べて早まったり遅まったりとかそういったような何か変化というのではないと思ってよろしいでしょうか。

○指導主事（松尾 了） 日程につきましては、ほぼ例年どおりの日程となっております。

ただ大きな会場が震災の関係で確保出来ないのも、委員会を開くに当たりまして、日程は変わってはいないのですけれども先生方にお集まりいただく会場等について、各学校にお願いすることになるかもしれません。

○委員長（紅林由紀子） 何かございますでしょうか。

また、今年は教科用図書採択ということで、いろいろ皆様には御協力いただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それではこの件は終わりました、次に、協議事項（２）昭島市民会館条例施行規則の一部を改正する規則について説明をお願いいたします。

○市民会館・公民館長（来住野定男） それでは、昭島市民会館条例施行規則の一部を改正する規則について御説明を申し上げます。

市民会館の舞台音響、照明設備などの付属設備については、昭島市民会館条例施行規則の別表に規定しております。今年度音響機器の買い替えを行ったことに伴い、この別表につきまして、新たに購入した機器を追加するとともに、経年劣化等で使用出来なくなった機器を削除する必要があるために提案するものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

右側が現行の表で、左側が新しい表でございますが、下線の部分が今回の改正部分でございます。

まず、マイクロホンにつきまして、これまでA・B２種類に分かれていましたダイナミックマイクロホンを１種類にしたこと、及び吊り下げ用マイクロホンを追加したことが大きな改正点になりまして、あわせて単位を「１式」から「１本」に改正いたしました。また、レコードプレイヤー、テープレコーダー及びデジタルオーディオテープレコーダーを廃棄するとともに、コンパクトディスクプレイヤーを追加いたしました。またさらにステージスピーカーを新規に追加をいたしました。

さらにまた、今回の機器の買い替えの対象となっておりますが、35ミリの映写装置が経年劣化によって貸し出しが出来なくなりましたので、シネマスコップ用レンズとともに廃棄するものでございます。

また、申請様式の２号様式につきましては、昭島市民会館付属設備等利用申請書でございますが、これまでの様式は、付属設備の各機材をすべて記載するような形を取っておりましたが、それですと機材の買い替えや廃棄の都度、申請書の様式も改正しなければならないために、付属設備記入欄を白紙として、利用に応じてその都度記載するような様式に変更するものでございます。なお、４号様式は２号様式の承認書という形で複写で使っておりますので、内容としては同様の変更となっております。

その他は申請・承認様式の文言の整理をいたしましたものでございます。

なお、この改正につきましては、今年４月１日から施行を予定しております。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。市民会館の機器の買い替えとそれに伴って利用承認書等の一部改定という形でよろしいですね。

この件につきまして何かございますでしょうか。

この映写装置とレンズ等を廃棄してしまったことによって何か出来なくなってしまうとかそういったようなことというのはないですか。

○市民会館・公民館長（来住野定男） 映写装置は言わば映写機ですので、映画会は出来なくなってしまいます。貸出しは、現在でも年間四、五回程度なんですけど、もう3年くらい前から大分傷んできて、何度か修繕を行いながら使っていたんですけども、もう限界に来たということで、有料で貸し出すことは、ちょっと、途中で急に音が出なくなったとか、不具合が生じるという危険性が出てきたものですから、もう貸し出しは昨年の秋ごろから止めております。ただ映写機を持ち込んで上映するということは出来ますので、持ち込みでやっていただくことは出来ます。また、最近はフィルム以外でもDVDで映画をすることが多くなっております。DVDですと割と簡単なプロジェクター等でも出来ますので、今後もし買い替えを考えるとすればプロジェクターを、プロジェクターもぴんからきりまでありまして、本当の映画用のプロジェクターは数百万円はするようですけども、もし買い替えるとしたら今後はプロジェクターでもいいのかなと思っております。現時点ではこの映写機は使えませんので、映画会は出来なくなってしまうということでございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。こういった映画とか、レコードプレーヤーとか、時代によってなくなっていくものがあるなというふうに感じますけれども、ほかにはございませんでしょうか。

それでは、以上で協議事項（2）を終わりたいと思います。

これで協議事項は終わりました。

次は報告事項に移ります。

報告事項（1）平成23年度予算編成に対する昭島市議会各会派からの要望等＜教育委員会関係＞について説明をお願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） 報告事項（1）平成23年度予算編成に対する昭島市議会各会派からの要望等＜教育委員会関係＞について御報告申し上げます。

報告資料1をご覧ください。平成23年度の教育委員会関係の新年度予算編成に対しまして、5会派から要望事項がございました。その要望に関する回答につきましては、記載資料のとおりとなっておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。数多くあるようですけれども、何かこの中で御質問や御意見ありますでしょうか。かなり幅広くなっているようですので、また細かいものですので。

○委員（小林和子） 先ほどお話したことで、4ページにみらい会派のところで、小学校で身に付ける学力が身に付かないまま中学に入学してしまうという項目があるので、これは確かにそういう子どもたちが不登校になるという、先ほど申し上げたことに重複するのでここでは詳しくはと思ったんですけど、一つの方法として、やはりそういう子どもたちは学校で先生方も一生懸命努力していらっしゃるけども、やっぱり一斉指導じゃなくて、個別指導でマンツーマンで教えないとわからない

という子どもたちもいるかと思imasるので、今もやっていますけれど、少人数指導とかティームティーチングとか、さらにもっと人数ふやしてというか、なかなか予算伴うことですから難しいかなと思imasけれど、そういう方向になればいいなと思imas。

○委員長（紅林由紀子） マンツーマンというのは本当に理想ではありますけれど、なかなか難しいところだと思imasますが、先ほど学校基本計画のどこかにあったんですけども、今はこれをやるんだよというふうに指示をすると、それだけでも違うのかなと感じたんですけども、そのぐらいだったらそんなに、例えば教職の免許を持っていない人でも、地域の人とかでも出来ることなんじゃないかなと。小学校だったら出来るんじゃないかというふう感じたんですけども、そういったようなある程度の教職の免許を持っている人というと非常に幅が狭くなるし、今、教職を目指している大学生の人とかかなり入っていただいていると思imas。昭島には大学もないですし、かなり見つけるのも厳しいとも聞いておりますので、そういった機運的な、今はこれをやるとか、そういったようなことでも違う面もあると思imasるので、そういった場合はもっと地域とか、保護者とか、そういった人からも人材を募っていいんじゃないかなというふうに感じました。かなり学校というところはわかりませんが、私たちにっては敷居が高いという部分もあって、私なんか何も出来ないんじゃないかと思いらっしやる保護者の方とか多いと思imasけども、今、図書ボランティアとか入っていただいています、もう一歩進めて、そういったお手伝い的な感じで支援をするというようなことも出来るんじゃないかなというふうにも感じているんですけども。

○委員（小林和子） それに関連して、私もちょっと思ったことは、図書ボランティア、今、ボランティアたくさん入ってきてくださっていますけども、ちょっと進めて有償のボランティア。ほんのちょっと交通費程度でもいいし、1時間何百円かでもいい。そんなふうにして図書ボランティアもそうですし、今の子どもたちの個別指導に当たるような方をね、そうすると学生さんだけでなく、家庭で子どもを育てて時間がちょっとあるような教員の資格のある方とか、退職した方とか、いろんな幅の方に呼びかけて出来るんじゃないかなと。全くのボランティアでもいいでしょうけど、やっぱり今なかなか大変な時期ですから、交通費ぐらいは実費で差上げます、みたいな、そんな形で出来るといいかなと思imasました。

○委員長（紅林由紀子） この点についてもいろいろ御検討いただければなというふうに感じます。

○委員（石川隆俊） これは少し離れますけれど、ボランティアのところの5ページに、昭島市にはすばらしい技術を持った事業所が多くあるということで、たまたまテレビを見ていたら、停電に関して、昭島のある会社が出ていましてね。精密機械を扱っているところで。今回のように、災害は困る、大変だ、というふうなことでやりましたけれども、そういうふうなところに出てくるくらいですから、昭島というのはすごい特殊な精密機械なんか扱う企業がいっぱいあるんだな

あということをおもいました。このみらいの人が言っていますけれども、そういうすばらしいところもあるらしいですね。

○指導主事（稲富泰輝） 石川委員から今言われたところで、昭島でやはり学校が活用しているなという事例をちょっと紹介させていただきたいんですが、昭島市にはヒューレットパッカーというパソコン会社があるんですが、ここは東京都で唯一パソコンをつくっている工場で、今まで工場見学ほとんどしていなかったんですが、昨年度、何十周年のイベントに小学校が招かれまして、その後、社会科見学で訪問しているところがいっぱいございます。ですから、パソコンをいじる機会が子どもたち増えてきていますが、実際作るところをですね、これを見させていただくという昭島ならではのところがありますし、以前ありましたけれども、電子顕微鏡を使つての実験をやっていただいているとおもいますが、そういうところは各学校工夫して取り組んでいるところであります。

○委員長（紅林由紀子） 是非そういうところはどんどんいろいろな形で支援していただいて、科学とか、そういうものに向ける目を、好奇心を育てていただければなというふうに感じます。

それと関連あるんですけど、その横に書いてあるコア・サイエンス・ティーチャー事業というのはどういったものですか。

○指導主事（松尾 了） こちらの事業ですが、大学と連携しまして、コア・サイエンス・ティーチャーという、小学校の理科に関する授業に対して専門的な知識を得ていただいて、その先生方を中心に、資格といいますか、そういう形で認定していただいて、そのコア・サイエンス・ティーチャーの認定を受けた先生方を中心に小学校の理科教育を広めていこうという事業でございます。

昨年度、このコア・サイエンス・ティーチャー2名講師いるんですけども、この2名の先生方が夏季休業中に小学校の先生方を対象に理科の実験の実際の技能の研修ですとか、授業を進めるときの模擬授業といいまして、モデルの授業を先生方に児童役をやっていただいて、こういう形で授業をするというところで研修を行いました。本年度もこの2名の先生方とコア・サイエンス・ティーチャーの先生方ですとか、理科がお得意な先生方を中心に夏季休業中に研修を予定しております。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。よろしくお願ひします。

○委員（小林和子） もう一つお伺ひしたいのは、6ページが一番上にございます。生活指導支援員の配置について検討しますとあるんですが、この生活指導支援員というのは具体的に何となくわかりますけれども、どんなことをするのとか、どんな方がなされる。これから募集するのかよくわからないんですが、ちょっと教えていただきたいとおもいます。

○指導主事（松尾 了） 主に中学校なんですけれども、中学校において生活指導の困難

な、課題のある生徒等に対しまして、例えば授業中にどうしても授業がなかなか受けられない生徒が出てきてしまったりなんかしたときに、この支援員さんに声をかけていただいて、例えば教室において個別に指導していただいて、落ち着くまで別室でいろいろ悩みを相談したりですとか、次の授業から出ようねということで活動していただいております。

どのような人物かと申しますと、大学から御推薦いただいたりですとか、あと地域の方ですとか、そういった方をお願いをさせていただいております。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それではこの件は終わります、続きまして報告事項（２）平成 23 年第 1 回昭島市議会定例会一般質問＜教育委員会関係＞について説明をお願いいたします。

○学校教育部長（細谷訓之） 平成 23 年度第 1 回市議会定例会は 3 月 2 日から開催されて、来週 28 日に全日程を終了する予定です。今回の議会につきましては、予算特別委員会の開催中の 3 月 11 日に、先ほど申し上げたように地震が発生いたしまして、その後、審議が中断をしました。また、17 日に予定されておりました文教委員会も市の災害対策が大変だということで見送りとなりました。したがって、28 日の最終日なんですけれども、本会議ですべて議案の審議をして議決をしていくというような方向性になっております。決まっておりますけれども、会期延長もされていませので、そういう形になろうかなと思います。

ただ、一般質問につきましては既に終わっておりますので、資料に沿って御説明をさせていただきます。

教育に関しましては 8 件で、うち学校教育につきましては 6 名の議員の方から御質問いただきました。

それでは資料の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、みらいネットワークの大嶽貴恵議員からは、子どものわかる授業づくりについてということで御質問をいただきました。ユニバーサルデザイン授業の視点から、どの子どもわかる授業の取り組みについて、教育委員会の対応や今後の考え方について御質問いただきました。

本市におきましては、言葉こそユニバーサルデザイン授業と言っているわけではありませんが、日ごろから子どもたちにわかりやすい授業を進めるため、校内研修などを通して、教員の資質向上を図っております。結果として、御質問にあったようなユニバーサルデザイン授業の目指す方向性と私たちが考えているのは同じではないかという視点から、本市の状況と今後の考え方などをお答えいたしました。

次に 5 ページになりますが、同じくみらいネットワークの青山秀雄議員からは、特別に支援が必要な子どもには、その子にあった教育が必要ではないかということで、市内の実際の小学校での状況などを例に取りながら、適切な就学支援に関する御質問をいただいております。

特別支援教育におきましては、適切な就学先での教育というのが最も重要なこととあります。実際にはさまざまな要件が加わって就学相談などで決定した就学

先を保護者が選択していないという実態もございます。そういったことがいろんな学級の中で課題になっているということでございます。

就学先の決定に当たっては、特別支援教育への理解を深める努力を続けていくとともに、保護者の心情に耳を傾け、信頼関係を築く中で進めていきたいということをお答えいたしました。

2点目といたしましては、教育相談室の相談員に対する苦言をいただきました。悩んだ末に相談に来る保護者の思いを理解していない対応が、すべてではありませんけれども、あったということでありました。そうしたお声があることを真摯に受けとめて相談員の資質向上と意識の徹底を図っていきたいということをお答えしております。

次に9ページになりますが、日本共産党昭島市議団の荒井啓行議員からは、就学援助費について御質問いただきました。就学援助費の財源の負担割合、認定の基準、項目の内訳、入学準備金の支給時期などについて、それぞれ本市の状況についてお答えをしております。

また、メガネの購入費を就学援助費に追加出来ないかということでの、以前にも御質問いただいているのですけれども、その御質問もございました。本市としては、メガネは学用品とは考えていないということをお話して、加えることは難しいということをお答えしております。

次に、同じく日本共産党の永川勝則議員からは、特別支援教育の現状と問題点と今後の展開についてということで御質問いただきました。

本市のこれまでの実践や課題を申し上げるとともに、今後の展開として、平成23年度は特別支援教育の推進計画を策定していくということをお答えをいたしております。

また、教育長の教育施策推進の基本的考え方の中にある健全育成におけるサポートチームについての御質問がありまして、その内容、新年度の対応などをお答えいたしました。

次に、公明党の昭島市議団井上三郎議員からは、通学区域について御質問いただきました。

遠距離の場合は、選択出来る条件緩和を図るべきではないかとの趣旨でございます。具体的には美堀一丁目なんですけれども、拝島二小とつつじが丘北小の境で、拝島二小に区分されているところからの方のお話だと思います。

本市では、学区の選定に当たっては一定の基準を設けて弾力的に運用していますので、今後も通学区域制度を基本としても、柔軟な対応をしていくということをお答えをして御理解をいただきました。

次に14ページになりますが、公明党昭島市議団の大島博議員からは、世界にはばたく人間に育てていくための取り組みと方針ということで御質問いただいております。

教育長が申しあげました教育施策推進の基本的考え方の中で述べておりますとおり、世界に通用する人材育成について申し上げるとともに、生きる力をはぐくむ昭島市教育推進基本計画の着実な推進が、そうした目標を達成する取り組みにつながることを申し上げ、御理解をいただきました。

学校教育部は以上でございます。

○生涯学習部長（伊東一彦） 生涯学習部に対しての一般質問につきましては、3名の議員の方から御質問いただいております。

それでは資料2の6ページから8ページになりますが、日本共産党昭島市議団の佐藤文子議員からは、2011年度教育施策推進の基本的考え方を問うについて御質問いただきました。

内容につきましては、社会教育複合施設と市民図書館分館分室等の運營業務委託でございました。

社会教育複合施設につきましては、中央図書館機能、それから郷土資料室機能、教育センター機能、それから男女共同参画センター機能を有する施設として、平成23年度に公募市民を入れました検討委員会を開催し、建設計画の基本方針、基本計画をまとめ、平成24年度以降で基本設計・実施設計と工事を予定していると御答弁申し上げます。

また、施設の中の郷土資料室にアキシマクジラの化石を展示してはどうかということで御質問いただきまして、これにつきましては、新たな施設の規模あるいは復元に要する費用等多くの課題があるので、今後の検討課題とさせていただきたいと御答弁を申し上げます。

次に、市民図書館分館等運営委託につきましては、指名競争入札の予定、それから財政効果等を御答弁申し上げます。

次に、8ページから9ページになりますけれども、公明党昭島市議団の赤沼泰雄議員からは、図書館の充実についてということでWeb図書館、電子書籍の導入についての御質問をいただきました。

導入につきましては、著作権を初めとする複雑な権利関係から取り扱う書籍の数も少なく、今後の電子書籍の普及状況とWeb図書館サービスを実施している先進事例の費用対効果等を検証するなど、今後の研究課題としていきたいと御答弁申し上げます。

また、社会教育複合施設の建設に当たって、電子書籍も課題の一つと考えているということで御答弁を申し上げます。

次に、12ページから15ページになりますけれども、公明党昭島市議団の大島博議員からは、文化芸術振興についてということで、市の基本的な考え方と今後について、貸しギャラリー、それから顕彰制度について、そして、教育についてのうちの日曜学校についてそれぞれ御質問いただきました。

文化芸術振興についての市の基本的な考え方と今後につきましては、市長より御答弁申し上げ、私からは、文化芸術振興についてのうちの中規模ホールの建設について御答弁申し上げます。

中規模ホールの建設については、財政状況や他の公共施設の整備状況等も勘案し、検討していきたいと御答弁申し上げ、貸しギャラリーについても市立会館での展示や社会教育複合施設の中で検討していきたいということで御答弁申し上げます。

次に、顕彰制度につきましては、昭島市文化芸術の振興に関する基本方針において、文化芸術活動や文化の振興に顕著な功績のあった個人・団体などの顕彰とその選定のしくみについて検討することになっていることから、今後検討していくということで御答弁申し上げます。



次に、日曜学校につきましては、生涯学習校区協議会の中で、土曜・日曜日に子どもを対象といたしました、そして地域に合った各種事業の推進を支援していくということで御答弁申し上げます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。たくさんの一般質問ということで、幅広く御答弁いただきましてありがとうございます。こちらの件につきまして何か御質問や御意見あるいは御感想等ございましたら、お願いします。

○委員（石川隆俊） 感想といいましょうか、教育相談室というのがあるわけですが、こういうところにいろんな、自分の子どもたちのいろんな悩みですね。ここに心の悩みを持ってくるわけですが、なかなかそれに満足するような答えが必ずしも出てこないというようなことであったと思いますけれども、これは大いにあり得ることだと思うんですね。特にこれは精神科の場合でも、例えば精神科の先生が、なかなか自分の家族の悩みを持っていても本当のことは聞いてくれない。要するに、悩んでいる本人が一番よく知っているというのが現実なわけですね。ですから青山議員の質問はわかるんだけど、これも当然やむを得ないという気もするんですね。なかなか本当にそこまで深く考えて、ぴたっとした答えを出してくれて、それを解決してくれるような相談員なんていうのは滅多にいるものではないと思うんです。そういう意味で、だけどもある程度そういうふさわしい方を選ばなければならぬという悩ましい問題があるかと思えますね。

私なんかも実は最近自分の話をしますと、親戚に引きこもりが出たんですね。2年間も家にいました。何とか私はそれは引きこもりを解決しようかと思って、あるとき会ってくれたんで会って、何かやりたいことがあるかと、もう30も過ぎた人間ですよ。本当に随分苦労しました。それで、何か昔やったことがあるかと言ったら、スキー場の手伝いをしたというんで、そこに行ってみるかと言って、ちょっとばかり小遣いを持たせて山の方に行きましたんですが、たまたまそれでアルバイトに入ったんですけど、それで3ヶ月ほど勤めて、骨を折って帰ってきましたけども、1人の引きこもりでもまともに戻すのはいかに難しいかということを経験しました。だからこういうことは恐らく心の病を治すというのは大変なことだろうと思うんですね。だからいい方を是非選んで。特にこれは、ひとつには学校の先生の経験者と、それからいわゆる臨床心理士という少し精神科のような領域の先生もいると思いますけれども、結構若い人がいると思うんですね。自分だってそこまで深く考えていないようなことを質問されたら答えられないかもしれない。そういう点でどうやって選んでいますか、その辺を。

○指導室長（花田 茂） 一般質問でいただいたのは、いわゆる教育相談に来た方に対して、相談の内容を入口のところで断ってしまって、学校に相談してくださいというような受け答えをしたことを指しています。実際そうではなくて、一応受けとめていただいて、場合によっては学校に解決の糸口をつなげなければいけないことや、関係機関につなげるというものであります。相談員の方は学校の管理職を経験された方を任用しておりますが、学校管理職とのちがひ、相談員としての職

務はどういうものであるのか。相談員に求められる資質というのはどういうものかということ研修しながら、もう一度改めて見直していただきたいということで、年3回ぐらい研修を行いながら資質向上に努めているところです。

○委員（石川隆俊） 教育相談の先生は研修なんていうのは、こう言っては失礼ですけども、過ぎていく時期だと思うし、臨床心理士というのは若い方が多いんですか。

○指導室長（花田 茂） 臨床心理士は若い人もいますけれども、ベテランの先生もいらっしゃいます。その中でも情報交換をしながら、あるいは研修も一緒に入っていると思います。教育相談員は校長職等を終えられた方ですが、相談員としては初心者ですので、改めてもう一度研修しなおしていただくということです。

○委員（石川隆俊） いい教育者がこういうふうな、ある意味では非常に悩ましい問題を抱えているわけですから、さまざまな問題も含んでいるんでしょうから、解決者かどうかという別の問題かもしれませんね。

○指導室長（花田 茂） 先生が今おっしゃったとおり、臨床心理士とペアになって複眼的に見ていただくということが大事だと思いますので、その辺はうまく相談室の中で連携を取りながら進めていっているところです。

○委員（石川隆俊） これは言うが易くして難しい問題があると思いますね。

○委員長（紅林由紀子） そうですね、相談する側の気持ちになるべく寄り添っていただけたらと思います。

ほかには何かございますでしょうか。

それでは私の方から1点、佐藤文子議員の一般質問にありました複合施設についての、中でも検討委員会、子どもたちが参加していないかというような質問があったということだと思うんですけども、子どもたちは参加していないということなのですが、是非図書館の部分につきましては、子どもたちの意見を吸い上げるというか、何か場なり仕組みなりを是非お考えいただきたいなと感じています。今も図書館、もちろんいろいろな年齢の方が使っていらっしゃるわけですが、子どもは子どもの場所がありますし、ティーンエイジャーにはティーンエイジャーの場所が今コーナーを設けていただいて、かなり利用していただいていると思うんですね。やっぱり子どもには子どもの使い勝手のよさとか居心地のよさというのが多分あると思います。あるいは図書館に託す夢みたいなのも子どもも、特に図書館をよく利用している子どもなんかは持っているんじゃないかなというふうに感じますので、そういったようなよくおはなし会に来る子どもとか、あるいは過去の読書フォーラムの実行委員のメンバーとか、図書館の意見箱を設けるとか、何かの形で子どもたちには新しい図書館にもっと夢を持てるような、期待感を盛り上げるような何か仕組みを作っていただけたら、子どもたちも本当に夢を持って新しい図書館に行けるんじゃないかなと、もっと子どもの利用も高まっていくんじゃないかなとも感じますので、そのところをちょっと検討いただけ

たらなというふうに感じます。

○生涯学習部長（伊東一彦） 子どもさんを入れるという件につきましては、検討委員会に入らなければ何らかの方法で子どもさんたちの意見を聞くということで考えてございます。

○委員長（紅林由紀子） 是非どうぞよろしく願いたいします。

ほかにはよろしいでしょうか。それではこの件は以上で終わりにしたいと思えます。

それでは続きまして、報告事項（3）昭島市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱の全部を改正する要綱について説明をお願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） 報告事項（3）昭島市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱の全部を改正する要綱について御報告いたします。

現在においては、昭島市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱（平成3年6月10日実施）に基づき、使用承認を行っており、冒頭に教育長より今月も5件の名義使用の報告があったとおりでございます。

ここで、全部改正をする理由でございますが、今まで昭島市教育委員会の名義使用につきましては要綱がございまして、そのとおり実施しておりました。ただ昭島市の名義使用については、これまでございまして、そこで、昨年昭島市の後援等名義使用承認事務取扱要綱を制定いたしました。教育委員会と昭島市の名義使用について、趣旨、内容等に大きな違いがないにもかかわらず、文言が全く違うのは混乱を招くことから、昭島市の事務取扱要綱にあわせた形に改正するものでございまして、趣旨、対象事業等今までのものと変わるものではございません。

なお、この要綱の実施につきましては、平成23年4月1日から行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。内容の中身自体には変更はないというふうに考えてよろしいですか。ということですがけれども、この点については何か。よろしいですね。

それではこの件は終わりにしたいと思います。よろしく願います。

それでは、報告事項（4）昭島市立学校衛生推進者設置規程について説明をお願いいたします。

○学校教育部長（細谷訓之） 報告事項（4）昭島市立学校衛生推進者設置規程について御報告申し上げます。

労働安全衛生法により、10人以上50人未満規模の事業所においては、そこに働く職員の健康の保持増進を図るため、安全衛生推進者の選任が義務づけられており、本規則を制定いたすものでございます。

第1条で設置について、第2条で衛生推進者に副校長を充てること、第3条で

職務内容について規程をいたしました。

なお、この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から実施するものとし、教育長訓令として各学校に令達いたしたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。これは新しく出来た規程だと受けとめればよろしいのでしょうか。

○学校教育部長（細谷訓之） 労働安全衛生法の改正によりまして、10 人から 50 人規模の事業所、学校も入るんですが、安全衛生推進者というものを選任しなければいけないという規程がございまして、各市そろそろ整備しはじめたところがございます。昭島市につきましては、一番目が届く副校長先生を選任させていただきました。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。副校長先生が衛生推進者ということになるということで、よろしいですね。

それではこの件は終わりたいと思います。

報告事項（5）昭島市立学校の教職員に対する面接指導実施要綱について説明をお願いいたします。

○学校教育部長（細谷訓之） 報告事項（5）昭島市立学校の教職員に対する面接指導実施要綱について御報告申し上げます。

先ほどのものと同じでございます。労働安全衛生法により、10 人以上 50 人未満規模の事業所においては、長時間労働者への医師による面接指導の実施が求められております。そのため昭島市立学校の教職員に対する面接指導実施要綱を策定するものでございます。

要綱におきましては、面接する医師は、第 3 条で産業医の資格を有する者とし、対象とする職員は、第 4 条で、時間外労働時間が 1 月あたり 100 時間を超え、疲労の蓄積が認められる教職員で、面接指導を申し出たものとしております。

また、面接指導を実施する回数は年 3 回として、時期及び場所は教育委員会が別に定めるものとしていたしました。

学校長の責務といたしましては、学校長は教職員の勤務状況や時間外労働状況の把握、労働の蓄積度などに関して様式 1 から様式 4 により把握をしていただき、面接指導の結果に基づき、教職員に対する適切な指導及び快適な職場環境の保持、整備に努めなければならないといたしました。

面接指導の結果につきましては、担当医から学校長、学校長から教育長へ報告するものとし、その記録は 5 年間保存することといたしました。

なお、この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施いたしたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。こういったものは先ほどのことと同じようなことをお伺いしますけれども、面接指導ということは、今まではこうい

うような形で要綱としてはきちんと定めていなかったというふうに受けとめればよろしいのでしょうか。

○学校教育部長（細谷訓之） おっしゃるとおりでございます。主にこれはメンタル面を対象としているんですけれども、教員の勤務時間、いわゆる超勤というのは曖昧でありますから、把握することが非常に難しいんですけれども、基本的にはそれを先ほど設定させていただいた衛生推進者の副校長先生に見ていただき、面接指導につなげていきたいと思っております。

○委員（石川隆俊） 会社の場合には産業医というのが必要になっていますよね。ところがいわゆる市町村、学校教職員というの、これは組織としては公務員でしょうか、そういうふうな産業医を置く必要はないわけですね。

○学校教育部長（細谷訓之） 事業所としての区切りが 50 人以内ということでございます。石川委員が今おっしゃられたのは、大規模の場合についてということで、昭島市なんかそうなんですけど、産業医を選任せて運営しております。学校は規模が小さいのでこの範囲の中で対応していくということであります。

○委員長（紅林由紀子） そうするとこの場合の担当医というか、その産業医の資格を持っていらっしゃる担当医というの、この医師になるかというのは、それはどのように定まっているんですか。

○学校教育部長（細谷訓之） お願いしようと考えている方は 1 名おります。その方にすべての学校の教職員の面接を見ていただきます。

○委員（石川隆俊） 管轄するのは例えば昭島の全部の小中学校の先生が対象になると考えていいんですか。

○学校教育部長（細谷訓之） 昭島市教育委員会が管轄するということなので、小中の公立学校ということでございます。

○委員長（紅林由紀子） 今、労働時間 100 時間以上という話がありましたけれども、私もこのくらい超勤したことがあります、かなり疲労することは実感しておりますけれども、実際学校の先生方は時間外としてこういう時間をきちんとつけていらっしゃるのかどうかという、むしろその辺は、今は管理職の先生方が余りしないようにというふうにして、そういうことが表に出にくいんじゃないかというような気がするんですけれども、そういった点はいかがでしょう。

○指導室長（花田 茂） 出退勤管理について学校職員は出勤簿でやっていますので、いわゆる出退勤カードはありません。完全に実態を把握することはやりにくいのが現状なんです、警備の問題で 9 時半には必ず市内の小・中学校で退勤するようになっていますし、管理職の方からサービス管理の問題で早く退勤するように指導し

ていただいているところなんです。

○委員長（紅林由紀子） この100時間以下というふうな項目もありますけれども、実際に時間数では見えないいろいろな心労という部分も、教員の方はとても大きいと思うんですけれども、そういった部分については、そういったケースでも、例えば副校長先生が見て、あの先生にはそういったことが必要だなと思ったら面接を勧めるとかといったことが出来るというふうに考えてもよろしいんですか。

○指導室長（花田 茂） そのとおりです。副校長さんが推進者としての役割を担っていただきます。制度としては昭島市の中にはありませんでしたけれども、東京都の中に例えば土日の相談窓口がありましたので、受診してみたり、あるいはメンタルな面で悩んでいる方については専門医の受診をするようにということはやっておりました。改めて昭島市の中で法令に基づき制度として立ち上げていったということなんです。

○委員長（紅林由紀子） 理解しました。市の中で身近にそのように相談というか、面接出来る先生を定めていただくというのはありがたいというか、いいことだなと感じます。あとはやっぱりそういう先生を早期に見つけていただくということと、あと第5条3項に載っていましたが、その後の教職員に対する適切な指導及び快適な職場環境の保持という部分が大変難しい部分じゃないかなというふうに思いますけれども、こういった部分はやっぱり教育委員会として指導室の先生方にも大いにサポートしていただければなというふうに感じます。

○委員（石川隆俊） 私は少しその辺は仲間がこのような関係の仕事をしておりますから、多少知っていますけれども、いろんなある人数以上の事業者はそういう産業医というのを置いて、週に2回なら2回やってくると。基本的には労働衛生の環境の問題もありますね。最近は特に心の方の悩みも増えてきて、それが随分産業医の担当科になってきたんですね。そういう意味で、これを置くのはいいいんだけど、産業医というのは5万というわけでありまして、よっぽどいい人が来ないとなかなかね。今までの昭島市では、御茶ノ水の方の学校に、問題があると受診するようにしてましたよね。それではやっぱりちょっと対応が遅いということでこういうふうなことに昭島市は考えたということですか。

○指導室長（花田 茂） 対応が遅いということではなくて、労働安全法の中で要するにやらなければいけないということなんです。

○委員長（紅林由紀子） 教職員の方のメンタルヘルスという部分は非常に大きな問題になっていると思いますので、このケースはこの要綱で定めるのはそういう人を見つけた場合はということだと思ってしまうんですけれども、教職員の方に、例えば健康診断時とか、年1回健康診断とかあるんですか。（「実施しています」との声あり）そういうときにそういうメンタルヘルスチェックみたいなのをするとか、そういったようなことはしているんですか。

○指導室長（花田 茂） これはですね、東京都全体で改正されまして、メンタルチェックについては 23 年度からこれは必ず項目として入れるということになりましたので、実施していくということです。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。そういう心の病に苦しんでいてはいい指導は出来ないと思いますので、その部分をどうぞよろしく願いいたします。

○委員（石川隆俊） 自己申告ですから、あくまでも。

○委員長（紅林由紀子） 勧めるということも出来るわけですよね。受診を勧めるということも出来るわけですので、なるべく早期に発見していただきたいと思います。それでは続きまして、報告事項（6）昭島市立中学校における進路決定の状況について説明をお願いいたします。

○指導主事（松尾 了） 昭島市立中学校における進路決定状況について御報告させていただきますと存じます。

平成 23 年 3 月 1 日に発表されました都立高等学校第一次募集及び分割前期募集の合格発表時に合計 862 名の市内の中学校 3 年生のうち 793 名が進路を決定いたしました。3 月 1 日現在の進路未決定生徒のうち 57 名が進学を希望しており、その後報告には付けていないんですけれども、3 月 14 日に発表となりました段階でそのうちの 14 名が進路を決定いたしました。進路が未決定の生徒は 43 名おりますが、うち 37 名が進学を現在希望しており、私立高等学校二次募集、都立定時制高等学校等の受験を行うことによって決定していくものと考えております。

そのほか 3 月 14 日現在ですが 6 名の生徒につきましては、就職希望が 3 名、家事手伝いが 1 名、進学か就職か現在迷っている生徒が 2 名いるとの報告を受けております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。進路決定の状況についてでした。この件について何かございますでしょうか。未決定の方も早く進路が決まることを願っております。

それでは続きまして、報告事項（8）平成 23 年度学校評価推進事業について報告をお願いいたします。

○指導主事（稲富泰輝） 時間の関係で（7）と（8）あわせて提案させていただくことをお許しください。

まず見ていただきたいのは報告資料（8）の裏面でございます。こちら学校評価事業の 1 年間の流れを示しているものでございますので、こちらを説明した後に報告事項（7）について簡単に触れさせていただきたいと思います。

こちらで見ていただきたいのは 4 の学校評価の流れの下の表の左側、自己評価といいまして、こちらは学校の校長のリーダーシップのもとに全教職員の取り組みについて、学校取り組みについて評価したものでございます。こちらは全 21

校分提出させていただきました。

これに対して、もう一つ報告させていただくのは、第三者評価というものでございまして、こちらは教育委員会で承認されました学識経験者、企業経営者、市民代表という外部の専門家により教育活動について評価したものでございます。こちらは本年度 11 校を対象に行ってまいりました。

第三者評価委員による学校訪問を行った学校は第三者評価の結果を先に示してその後学校の自己評価を示し、第三者評価委員会が行かなかった学校については自己評価のみを資料 7 で提出させていただいております。

本日は時間ががないため、全校の説明が出来ませんが、成果と課題、そして来年度のことについて報告資料 8 まで説明させていただきます。

成果としましては、学校が自分で評価した結果について、振り返り、理解することが出来たことに加えて、第三者評価委員によりその評価内容の裏づけを行うことが出来たということでございます。

課題としましては、第三者評価委員会が訪問するのは年間 3 回でございまして、その学校を訪問した際の評価の仕方が明確になっていなかったという点がございまして。そのことを踏まえて次年度は、こちらの学校評価の流れに示させていただいたように、事前に提出いただく書類、そして時期、そして第三者評価委員の学校訪問のときに行う具体的内容を示して、そして年間スケジュールを明らかにしたもので来年度の学校評価を進めていきたいと考えております。

以上、2 項目あわせて説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。報告事項（7）と（8）あわせてということで報告いただきました。

この件につきまして、何かございますでしょうか。

またこれも膨大な資料になっておりますので、後ほどじっくりご覧いただきたいと思っておりますけれども、何かございますでしょうか。

ざっと拝見したところ、非常に学校評価についてはとても細かく分析・評価していただいているようなのですけれども、非常に大変な作業なんじゃないかという点において心配があるのですけれども、これは主になさるのはどなたなんですか。

○指導主事（稲富泰輝） この学校評価、自己評価、全校から出していただいたものについては全教職員で行います。ただし、1 年間でどのようなことについて評価を行うかということについては校長の判断で行いますので、PDCA サイクルというものがございまして、普段の段階では校長が学校経営方針に基づいて評価する項目を決めていきます。それをおおよそ 9 月の段階で中間、11 月から 12 月にかけて最終評価を全教職員で行って全員で確認したものが教育委員会に提出されております。

○委員（小林和子） まず本当にこれだけの評価をつくるということの委員の方たちは大変御苦労だったと思います。それから、学校でも自己評価表をつくって自分たちで自己評価をしているということで、自分たちでしたものとまた第三者評価がこ



ういうふうに提示されてということで、この評価は学校だけのひとりよがりにならない第三者から評価していただけて、優れた点と改善すべき点とはっきり具体的に出ているという点で、やはりこういうのが次年度さらにそれ以降に生きるんじゃないかなということ、大変な作業ですけれども、やっていただいて大変ありがたいというふうに思います。特に学校側については改善すべき点がいろいろありますので、その辺を自分たちの課題として次年度以降具体的な項目が出ていたりしますので、少しでも改善されるようになればいいというふうに思います。感想ですけれども。

- 委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。そうですね、第三者の方の評価という部分と先生方が全教職員で評価を行っているというふうなお話を聞いて安心したんですけども、全教職員の方が同じ項目と一緒に、チェックして評価していくことでお互いの共通認識に立てる部分があると思いますので、そういった自分たちがやってきた1年間の振り返りをともに行うことで次年度への教育に生かせるという意味で、非常に意義があることだというふうに感じました。
- ほかにはよろしいでしょうか。

- 委員（石川隆俊） 決して水をさすわけではありませんけれども、確かに意義のあることは間違いないんですけど、今の会社、どの会社もそうですけど、将来計画と評価というものは、評価でとまっちゃう傾向がありまして、ふらふらになっちゃうようなこともないわけじゃないですね。よくわかりますけれども、その辺は塩梅で、余りエネルギーをそこに全部割くんじゃなくて、一番大事なことは実際にものをやることにありますから、その辺だけはひとつよろしくお願ひしたいと思います。その情熱はよくわかるし、だけでも、うっかりするとそれを言われた方の学校側としてはそれを達成しなければならないと思いますから、作文とかそういうふうなものに熱中する余り、本業を離れることがあったら困ると。これは私はいつも思うんですけど、私もこのようなことに関係してありますが、どうもそういうふうな傾向がありまして、今そういうふうなものでもってきちっと出さなければ評価されませんから、それは確かなことなんですけれども、余りそれを追い詰めると、今度は実際に大事なところを失うということになりかねませんから、ひとつその辺だけはよろしくお願ひします。

- 指導主事（稲富泰輝） 石川委員がおっしゃられたことは、第三者評価委員、外部の方もおっしゃっていましたが、教育委員会事務局も同行して思ったところでございます。報告資料（8）の裏面のところを見ながら進めさせていただいたところですが、こちらの3の（2）の図を改善させていただいているところなんです。学校、教育委員会、第三者評価の3つの枠があるんですが、昨年度まではすべての矢印を双方向、ノ一矢印にしていたんです。

ただ来年度に向けて改善したのは、第三者評価委員から学校に向けての矢印を取っています。これは第三者評価委員が言うことに厳しい点もありますし、学校がすぐに取り組めない点もありますので、そちらはやはり教育委員会に対して報告書をいただいていますから、我々の方から学校の出来るところで取り組んでい

くようにというふうに負担過重にならないような形を取っておりますので、評価に臆することなく学校の特色も出していけるような形を教育委員会がバックアップしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○委員（石川隆俊） 安心いたしました。

○委員長（紅林由紀子） どうぞよろしくお願いいたします。非常にそこが一番大事なところだというふうに、石川委員のおっしゃるとおりだなと感じました。

それでは続きまして、報告事項（9）昭島市英語指導補助員に関する要綱の一部を改正する要綱について説明をお願いいたします。

○指導室長（花田 茂） 昭島市英語指導補助員に関する要綱の一部を改正する要綱について御説明を申し上げます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

いくつか文言修正をさせていただいております。まず、1条ですが、今まで英語指導員という名称でしたけれども、学習指導要領の教科の上では外国語になっていきますので、「外国語指導補助員」というような形で改めさせていただいております。

同じく第3条で、「英語科」ということですが、「外国語（英語）科」ということで文言修正をしています。

それから5条のところ勤務時間についてなんです、1日「7時間」としていたものを「5時間」に改めさせていただいております。

また、7条のところ、月額報酬で支給していたところを日額に改めさせていただき、欠勤等があった場合については1時間につき3,000円の減額ということを改めて示させていただきました。また、交通費の費用弁償を8条で規定し、裏面の第11条のところ勤務について、改めて指導補助員は教育委員会及び中学校への信用失墜の行為の禁止ということで定めたものであります。

概略について以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。英語指導補助員に関する要綱の改正ということですが、この点について何か御質問や御意見ございますでしょうか。

○委員（寺村豊通） 月額報酬から日額報酬に変えたというのは何か理由があるんですか。

○指導室長（花田 茂） 今年度ALTの中の欠勤の実態がありまして、月に5日しか出勤していない方がいた際、それを減額していくとマイナスになってしまう月があったため、日額で示していこうということにしました。

○委員長（紅林由紀子） 1日につき5時間という5時間というふうに変えたのもこの辺も実態に即してというふうに考えればよろしいのでしょうか。

○指導室長（花田 茂） この件について労働基準監督署の方に相談に行ったことがありまして、その際に、非常勤職員については、当該勤務、いわゆる正規職員の4分の3を超えない範囲内で定めなければいけないという規定を指摘されました。今まで7時間45分の勤務だったんですが、これを4分の3にするためには、5時間ということで改正をしたものです。

○委員長（紅林由紀子） ほかにはよろしいでしょうか。現在は何名いらっしゃるんですか。

○指導室長（花田 茂） 現在は3名の方を雇用しています。

○委員（木戸義夫） 日額1万5,000円なんだけれども、月額に換算すると幾らになるの。そのときのその月によって違うだろうけど、大体。

○指導室長（花田 茂） 年間190日勤務になりますので、大体この額ぐらいだと思います。勤務実態によって多少の増減は出てきます。

○委員長（紅林由紀子） 今の190日というのは定められた契約上で定められた勤務日となるのですか・。

○指導室長（花田 茂） これは契約の上で190日間となっています。

○委員長（紅林由紀子） 今はこれは中学校のというふうに書いてありますけれども、小学校でもこれから外国語教育が始まるに当たってALTの方、今、勤務していらっしゃる方いらっしゃると思うんですが、この件についてはどうですか。

○指導室長（花田 茂） 小学校の方については、ALTという形の非常勤職員として雇用しているのではなくて、いわゆる学習支援者と同じで各学校が小学校五、六年生の授業に年間20時間入っていただいています。雇用形態が違ってきます。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございました。というような改正でございしますが、よろしいでしょうか。

それではこの件については終わります。

続きまして、報告事項(10)昭島市教育相談員の配置に関する要綱の一部を改正する要綱について説明をお願いいたします。

○指導室長（花田 茂） 昭島市教育相談員の配置に関する要綱の一部を改正する要綱について御説明を申し上げます。

同じく、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

まず、第3条のところ、臨床心理士の勤務形態について、今までは週3日または4日勤務、そして相談にあつては20日以内の勤務と定めていたものを、1週間につき4日以内としました。これは1日勤務の方、2日勤務の方、3日勤務の

方とそれぞれ臨床心理士の方についてはさまざまな勤務形態があるので、「4日以内」ということで修正をさせていただきました。

それから、相談員の勤務時間についてですが、8時15分から5時までと定めてあったものを8時半からということで、学校によって多少違うところもありますので、これを「8時半から4時45分までの間」とするということに修正をさせていただいております。

また、休憩の時間についても正午から午後1時までということで、臨床心理士である職員については、学校に勤務する場合は、勤務時間中45分、市の相談室に勤務する場合は1時間というような改正をさせていただいております。

また報酬につきましても、これも先ほどのALTと同じように月額報酬だったものについてこれを日額の報酬で記載をさせていただいております。

同じく費用弁償、交通費についての規定等を定めております。

また、辞職に伴う規定について新たに定めております。

第9条関係で、退職のこと、第10条で服務について、これも先ほどと同じように信用失墜行為のところについては新たに追加をさせていただいております。

第12条、第13条関係のところ、相談員の健康保険のことについて、それから通勤災害のことについてということで新たに条項を設けさせていただいております。

以上です。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。教育相談員の配置に関する要綱の改正ということですが、この件について何か御質問、御意見ございますでしょうか。

先ほど相談員の方の勤務日数はばらばらというふうにおっしゃったんですけれども、ということは、すべてそれを日額で計算していったらその方その方の報酬が決まると考えればよろしいですか。

○指導室長（花田 茂） そのとおりでございます。臨床心理士は、あちこち市で兼務していますので、このように改めさせていただきました。

○委員長（紅林由紀子） 先ほど相談員の方には、臨床心理士の方もいらっしゃるし、管理職経験者の方もいらっしゃるという話だったんですけれども、そういう方についても同じだということですか。

○指導室長（花田 茂） 管理職経験者については東京都の非常勤教員を充てていますので、この報酬と切り離して考えていただきたいと思います。月16日勤務です。

○委員（石川隆俊） 臨床心理士が他の2箇所あるいは3箇所の複数のところに勤めている場合には、主たる勤務先が昭島市になる場合にこの健康保険法なんか適用されるわけですね。

○指導室長（花田 茂） 規定の日数を勤めていただく場合はこちらで支払っております。

○委員長（紅林由紀子） 相談員の方の勤務時間内については8時半から4時45分ということなんですけれども、ということは、この要綱からちょっとはずれますけれども、相談員の方に相談がある場合はその時間内じゃないと相談出来ないということなんですか。

○指導室長（花田 茂） 基本的にはこの勤務時間内にやっていただくということになりますが、実態を見てますとかなり無理してやっていただいている場合もあるようです。学校配置のスクールカウンセラーについては。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。なかなかやっぱり保護者の方が働いていらっしゃる方の場合、平日のこの時間にとこのような時間帯で相談出来るかというところと難しい部分もあると思いますので、そういった柔軟な対応をしていただけるのは非常にありがたいことかなというふうに感じます。

この件はよろしいでしょうか。

それではこの件は終わります、続きまして報告事項（11）昭島市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部を改正する要綱について説明をお願いいたします。

○指導室長（花田 茂） 昭島市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部を改正する要綱について御説明申し上げます。

同じく新旧対照表をご覧くださいと思います。

第4条関係で、服務について、先ほどと同様に信用失墜行為の禁止を謳わせていただきました。

それから大きくは、第6条関係のところ、スクールソーシャルワーカーの勤務場所を基本的には学校に行ってくださいですが、所属としては、今までは指導室ということにしてありましたが、実態を考えますとこれはやはり相談室の方が適切だろうということで、昭島市教育相談室とさせていただきます。

また、報酬についてですが、今まで月額報酬と規定していましたが、1万1,900円でしたが、1万2,700円と改めさせていただきます。この理由につきましては、スクールソーシャルワーカーの職務の特殊性に基づきまして、関係機関と連絡を取り合うとき、個人の電話や携帯電話を使用していただいていたという実態がありまして、その分の費用を調査しまして、1日当たり800円ぐらいの通話を使っていただいているということで、その分加算させていただきます。1万2,700円というような形で改正をさせていただきます。

以上です。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。今度はスクールソーシャルワーカーの設置要綱の一部改正ということですが、この件につきまして何かございますでしょうか。

これはよろしいですね。この件は終わりたいと思います。

それでは報告事項（12）平成22年度児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果について説明をお願いいたします。

○指導主事（松尾 了） 平成 22 年度児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果について報告いたします。

概略ということで説明させていただければと思います。

本調査は、読み解く力という調査と基礎基本的な事項に関する調査という主な調査が二つ項目がございます。

読み解く力につきましては、小学校 5 年生の国語、算数、理科、社会。中学校におきましては、中学校 2 年生の国語、数学、理科、社会、英語でおこなわれています。

基礎基本的な事項に関する調査につきましては、小学校 4 年生の国語、算数。中学校 1 年生で国語、数学と問題の内容に一部小学校の算数の内容が行われております。

読み解く力の調査につきましては、都内の当該学年が対象となっている調査でありまして、基礎基本的な事項に関する調査につきましては抽出となっておりますが、本市におきましては全校に御希望をいただきまして、全校での調査となりましたことを申し上げます。

なお、本調査により測定出来る学力は特定の一部でありますので、すべての学力ではないということを申し添えさせていただきます。

本調査の特徴については、読み解く力に関しましては、大きな問題がスモールステップの問題となっております。初めは例えば一つ問題が出されましたら、その問題を読んで答えをその中から取り出す。例えばこれについてどこに書かれていますかというような形で非常に簡単な問題となっております。その後次の問題として、だんだん問題が難しくなってきました。最後は大きな問題の一番最後の問題につきましては、それまでの知識とか経験を考えながら問題を解決していくような形の問題構成となっているのが読み解く力の問題でございます。

基礎基本的な事項に関する調査につきましては、学年等の学習内容、その次の学年ですとか、その後の学習内容に影響を及ぼすような基礎基本的な事項ですとか、実際の生活の中に必要な知識や技能の考え方を確認するための問題構成となっております。

次に、調査結果ですが、小学校の読み解く力、こちらは報告資料のところに調査結果とございますが、こちらは上の段が都の平均、下の段が昭島市、全体の学校の平均という形で示させていただいております。数値につきましては、正答率、正しい答えを解答した平均ということとなっておりますが、全体的には東京都の平均の正答率を下回っておりますが、基礎基本的な調査の国語においては、実はこちらにはお示ししていないんですけれども、観点別の中では東京の平均を上回っているものが今回ありました。

このことにつきましては、読書活動の推進など、日々先生方が基礎・基本の定着のため指導、研究、研修に当たられている成果であると確信しております。

簡単ではございますが、ただいま報告いたしました市全体の傾向につきましては、今後教育の施策ですとか、検証や立案などに役立てるとともに、各学校の指導方法等にかかわる改善のための資料としてまいります。

また、各学校には今回の調査、特に読み解く調査につきましては、どこで児童・生徒がつまづいたのかというところを分析するような結果となっておりますので、

指導方法等にかかわる課題を明確にしていきながら指導、改善等、充実を図るよう求めてまいります。

非常に簡単ではございますが、以上報告といたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。この件につきまして何かございますでしょうか。調査結果。4年生と5年生ということですか。これは都の調査だと思っんですけれども、毎年やられている調査というわけではないですか。

○指導主事（松尾 了） 毎年行われている調査です。

○委員長（紅林由紀子） 何かございますでしょうか。

○指導主事（稲富泰輝） 補足をさせていただきます。読み解く力につきましては、平成22年度から新設されているものでございまして、基礎基本的な内容については、平成22年度で4年目となります。ただ5年生については平成20年度は問題解決等の能力ということで比較的難しい問題もありましたので、東京については年度ごとにちょっと違ってきている面であります。ただ対象学年はずらさないようにしたり、ある学年でやめたりというところもありますが、来年度からは10年間ぐらいのスパンで同じように読み解く力で小学校5年生、中学校2年生でおこなう予定となっております。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。時間も迫っておりますので、平均点だけを見ると少し残念だなという感じがしますけれども、平均点では読み取れない部分がたくさんあると思います。出来ている方の山がどこにあるのかとか、あるいは人数的に見たときに出来ない方はどこに山があるのかとか、そういう部分は細かく見ていただいて、その理解が不十分な部分をそういうグループの方には本当に手厚い支援をしていただければなというふうに思います。なおかつ理解が十分な層にはより一層伸ばしていく、その力を伸ばしていくような指導をしていただければということで、今、国語も算数もかなり少人数学習というのをしていると思いますので、それをより一層生かして今の時点でつまづかないように、先ほど小林委員のお話にもありましたけれども、つまづかないような支援をしていただければなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、この件につきましてよろしいでしょうか。

それでは続きまして、報告事項（13）昭島市社会教育複合施設建設計画検討委員会要綱について説明をお願いいたします。

○社会教育課長（原 孝） 恐縮ですけれども、（13）と（14）、関連がございますので、あわせて御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、報告事項（13）でございます。昭島市社会教育複合施設建設計画検討委員会の要綱でございます。これについて御報告いたします。

本要綱の制定の趣旨でございますが、中央図書館機能などを持ちました社会教育複合施設につきましては、昨年5月から社会教育複合施設建設計画基本方針庁

内検討委員会におきまして、建設の基本的な考え方の素案について議論を重ねているところでございます。

その素案は、平成 23 年度から開催いたします市民検討委員会で検討していただくものでございまして、本要綱は、その市民検討委員会について定めたものでございます。

主なところを説明させていただきますと、第 1 条の規定で、建設計画の基本方針及び基本計画を審議していただくために設置することとしまして、第 2 条では、所掌事項を規定してございまして、建設計画の基本方針及び基本計画について調査検討し、結果を市長に報告していただくとしております。

第 3 条で、委員の構成を規定してございまして、学識経験者 3 人以内、社会教育委員、市民図書館協議会委員、文化財保護審議会委員各 1 人、関係団体の代表 3 人以内、公募による市民 2 人以内としまして合計 11 人以内と規定するものでございます。

実施時期につきましては、平成 23 年 4 月 1 日でございます。

また、公募市民の募集につきましては、4 月 1 日号広報で掲載予定してございます。

そして初回の開催の時期でございますけれども、初回を 5 月末と考えてございます。

続きまして、報告事項（14）になります。昭島市社会教育複合施設建設計画基本方針策定に向けた市民ワークショップの開催についてでございます。

これは、今説明をいたしました市民検討委員会の前の段階で開催を予定してございます。

そのワークショップの内容でございますが、8 名程度の人数、4 つのグループをつくりまして、複合施設の中の図書館、郷土資料室、男女共同参画ルーム、それぞれの施設について、現在の利用状況、改善すべき点と解決の方向性、新たに追加したいサービスなどについて意見を自由に出していただくというものでございます。

そして、そこで出された意見等につきましては、グループごとにまとめていただきまして、それを市民検討委員会の中でも検討をしていただくという形になります。

参加者の募集でございますが、グループが①から④までございますが、そのうち①と②につきましてはそれぞれ担当課で希望者を募ります。また、③と④につきましては、広報及びホームページで募集をいたします。開催の日程につきましては、5 月 15 日日曜日午後を予定しているところでございます。

以上、簡略でございますけれども、よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。報告事項（13）、（14）まとめて御報告いただきました。この件につきまして何か御質問や御意見ございますでしょうか。

検討委員会の構成委員の関係団体の代表というこの関係団体というのはどういった団体でいらっしゃいますか。



○社会教育課長（原 孝） 一つには男女共同参画センターが出来ます。今現在男女共同参画ルームとして活動をされているグループがございますので、そのグループの中から代表を、それから障害者団体の方からの代表。もう一つは自治会連合会の代表をそれぞれ考えてございます。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございました。  
ほかにはよろしいでしょうか。

それでは検討委員会、そしてその前段階としての市民ワークショップ、よろしく願いいたします。有意義な意見がたくさん出ることを願っております。

それではよいよ最後になりました。報告事項（15）昭島市青少年健全育成協力店指定制度について報告をお願いいたします。

○子ども育成課長（板野浩二） それでは昭島市青少年健全育成協力店指定制度について御説明させていただきます。

まず、制度の趣旨でございますけれども、この制度につきましては、青少年が日常的に接する店舗等に青少年健全育成協力店という形になっていただきまして、非行防止に配慮した営業を通して、地域の青少年健全育成活動に協力していただくことを目的としております。

協力店の指定対象でございますけれども、青少年が日ごろ多く利用して深夜まで営業している店舗、これはカラオケボックス等を想定しております。それと不健全図書類や青少年に有害な図書類を販売している店舗、それから酒類、たばこを販売している店舗、その他青少年の健全育成上必要と認められる店舗とさせていただきます。

協力店の活動内容につきましては、こちらから強制的に指導するわけではなく、あくまで青少年健全育成のための自主的な活動をお願いするもので、具体的には、当たり前のことですけれども、青少年に販売することが好ましくない商品については販売しない。店内、店舗周辺が非行少年等のたまり場にならないようにしていただくと、それと深夜徘徊、喫煙、飲酒等を発見した際には強制することなく声かけをしていただくというような内容になっております。それと青少年に良好な環境づくりと非行防止の規範意識を持っていただき、従業員の方々に周知をしていただくと。それから昭島市補導連絡会による環境浄化活動、青少年とともに歩む地区委員会による地域パトロール活動の立ち寄りなどに協力するというふうに考えてございます。

協力店制度の効果でございますけれども、事業者につきましては自主活動を通じて社会的貢献が市民に理解されるとともに、犯罪の抑止が期待出来るというふうに考えております。

手続き等につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明については割愛させていただきたいと思っております。

以上、簡略でございますけれども、御報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） どうもありがとうございました。長時間お待たせいたしました。

この青少年健全育成協力店指定制度ということですが、この点について何か質問や御意見ございますでしょうか。

○委員（小林和子）　こういう協力店は、制度を定めて協力を仰ぐということはとてもいいことだと思いますが、そういうふうになった場合にこういうところが行かれなくなって、更にもっと見えない場所とか、他市まで行くとか、いろんな面で子どもたちが非行とか何かに走ったりならないように、学校の場合もあるでしょうし、それから地域の場合もあるでしょうし、保護者にとということで、あるいはもっと児童相談所とかいろんなところありますけれども、いろんな関係機関と協力をして、とにかくどこも行き場がなくなった子どもたちがもっと悪いところに行かないように是非いろんなところと連携を取って、よりよい方法を取っていただきたいというふうに思います。

○委員長（紅林由紀子）　ほかには。今のことに関してでも結構ですが、何かございますでしょうか。

　自主的なお願いということなんですけれども、どのようにその店舗を見つけるというか。

○子ども育成課長（板野浩二）　指定制度の事業所につきましては、こちらで想定しているのはコンビニエンスストア、それから本屋さん、それから酒屋さん、たばこの販売をしているお店、ゲームソフトの販売店、カラオケボックス、ゲームセンター、レンタルビデオ店を想定してございます。

○委員長（紅林由紀子）　それは市内にあるそういうお店に郵送するという形なんですか。

○子ども育成課長（板野浩二）　補導連絡会の学校地区補導連絡会が各地区の店舗の方に協力要請に行っていただくという形を想定しております。

○委員長（紅林由紀子）　是非足を運んで、お手数だとは思いますが、足を運んで御理解いただくようにお話いただけるのが一番いいかなというふうに感じます。

　ほかにはよろしいでしょうか。やはりこういう場所もそういう店員さんなりそういうスタッフの人の目配りというか、声かけだけでも違うと思いますので、是非ともよろしく願いいたします。

　それではよろしいでしょうか。無いようですので、以上で報告事項（1）から（15）までの説明は終わりました。

　報告事項（16）から（19）については資料配付のみとなっておりますが、何か事務局等に御質問等ございましたらお願いします。

　よろしいでしょうか。他に無いようですので、続きましてその他の事項ですが、何かございますでしょうか。

　では次に次回の教育委員会日程についてお願いします。

○庶務課長（丹羽 孝）　次回の教育委員会の日程でございますが、4月14日木曜日午

後2時30分から。場所は庁議室となりますので、よろしくお願いいたします。本日も拝島中学校を視察していただきましたけれども、この日につきましても、先ほどから話題に出ています教育相談室に行ってください、相談室の職員との話し合い等も時間を設けております。また、後で御通知申し上げますが、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） 次回は4月14日でございます。よろしくお願いいたします。

それでは本当に長時間にわたり皆様本当にお疲れさまでした。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしましたので、第3回定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。